

第67回穴粟市議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成27年12月10日(木曜日)

招集の場所 穴粟市役所議場

開 議 12月10日 午前9時30分宣告(第2日)

議事日程

日程第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

応 招 議 員 (18名)

出 席 議 員 (18名)

1番 鈴木浩之 議員	2番 稲田常実 議員
3番 藤原正憲 議員	4番 林 克治 議員
5番 飯田吉則 議員	6番 大畑利明 議員
7番 東 豊俊 議員	8番 福嶋 齊 議員
9番 榎橋美恵子 議員	10番 西本 諭 議員
11番 実友 勉 議員	12番 高山政信 議員
13番 岸本義明 議員	14番 山下由美 議員
15番 岡前治生 議員	16番 小林健志 議員
17番 伊藤一郎 議員	18番 秋田裕三 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 岡崎悦也 君	書	記 前田正人 君
書 記 清水圭子 君	書	記 岸元秀高 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三君	副市長	清水弘和君
教育長	西岡章寿君	参事	西山大作君
会計管理者	西川龍君	一宮市民局長	落岩一生君
波賀市民局長	大島照雄君	千種市民局長	阿曾茂夫君
企画総務部長	中村司君	まちづくり推進部長	坂根雅彦君
市民生活部長	小田保志君	健康福祉部長	浅田雅昭君
産業部長	中岸芳和君	農業委員会事務局長	山石俊一君
建設部長	鎌田知昭君	教育委員会教育部長	藤原卓郎君
総合病院事務部長	花本孝君		

( 午前 9 時 3 0 分 開議 )

議長 ( 秋田裕三君 ) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておるとおりであります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第 1 代表質問

議長 ( 秋田裕三君 ) 日程第 1、代表質問を行います。

最初に、市民クラブ政友会の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

16番、小林健志議員。

16番 ( 小林健志君 ) おはようございます。

最初に、ちょっとお断りをしておきますが、私は産業部に所属をしております。産業部におりながら山の話を書くことをお許しをいただきたいと思います。また、このことが宍粟市市民の皆様にご認識をしていただくためにも、この本会議の場で聞くのが一番いいだろうということでこうしておりますので、よろしく申し上げます。

まず、初めに、森林間伐、伐採についての質問をいたします。

宍粟市では、木材の扱い量が多く、山崎木材市場、兵庫木材センターでは約20万立米近い搬出量です。宍粟市の木材だけではないと思いますが、山の国宍粟としては喜ばしいことではあります。しかしながら、儲かる林業になっているのか、疑問であります。

ここで市有林のことについてお伺いをいたします。

市有林の50年から60年、ここにはスギと書いてありますが、ヒノキも含めまして1町当たりの積算をすると、山主いわゆる生産者に幾ら払われているのか、山の場所、利便性の差などもありまして一概にははかりにくいと思われませんが、お伺いをいたします。

2番目に、宍粟総合病院職員の勤務状況について。

宍粟総合病院の職員の勤務について、特に看護師さんの勤務が非常にハードであるとお聞きをしました。特に子どもさんのおられるお母さん看護師、この勤務は本当に考えなくてはならないと、子育てができず、看護師になりたくてもなれないことが起こるのでは。他の病院と比べあわせるといいですか、連絡をとり合っていて、働きやすい職場であってほしいと考えます。

このことにつきましてもお考えをいたします。

1 回目の質問を終わります。

議長（秋田裕三君） 小林健志議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） おはようございます。連日、大変御苦労さまでございます。ありがとうございます。

最初に、国勢調査に係る調査票の紛失につきましては、大変申しわけなく思っております。こころよりおわび申し上げたいと、このように思います。

それでは、市民クラブ政友会の小林議員の御質問、大きく2点いただいております。私のほうから大きな課題等々について御答弁を申し上げたいと、このように思います。

まず、最初に、森林間伐、伐採のこの関係であります。御承知のとおり、我がまちは、いわゆる森林が市の面積の9割を占めておるところであります。この資源を生かして地域の活性化を図ることが、これからの地域創生を進める上でも極めて重要な事項であり、欠かせない事項と、このように考えております。

したがいまして、林業はこれから重要な産業であるという位置づけをしなくてはならないと、またさらに推進しなくてはならないと、このように考えております。

そこで、産業としての林業をより発展させていくためには、市と、そして川上から川下までの林業にかかわる方々が一体となり、さまざまな取り組みや工夫をしていくことが最も重要であると捉えています。

いわゆる山で木を切って家を建てていくまで、そういったことも含めまして、その方々のさらに一体になってこのことを捉えていくと、こういうことがこれから重要なことではないかなと、このように考えております。

これまでも、市民の方などが所有されている山と市が所有する山について協定を締結し、一体的な施業を行うなど、経費を削減することによって収入の増加、山元にお金が返ると、こういったことについて宍粟市独自の取り組みも行ってきておるところであります。

今後におきましても、より林業の発展に向けて、所有者あるいは事業体の皆様とともに、さまざまな取り組みについて積極的に行っていきたいと、そのことが重要であると、このように捉えております。

具体的な市有林の収益額につきましては、担当部長から後ほど御答弁をさせていただきます。

2点目の総合病院の勤務状況であります。看護師さんの勤務は、基本的には、日勤、夜勤、準夜勤の三交代制のいわゆる不規則な勤務となっております状況であります。

このような状況を少しでも緩和し、子育て中の看護師も安心して働ける環境整備を目指して、平成26年度からは院内の託児所を開設し、24時間体制で保育を実施しておりますところであり、現在は20名の児童をお預かりをしておりますところであり、

また、遠距離通勤者の看護師さんを対象に、アパートを借り上げ、看護師宿舎として提供をさせていただいており、現在は9名の看護師さんが御利用をいただいております、こういう状況であります。

雇用の確保を目的とした奨学金という制度も創設しておりますが、これまでの累計で34名の方が御利用をさせていただいており、そのうち6名は既に総合病院の看護師として就業をいただいております、こんな状況であります。

これらの取り組みによって、少しずつではありますが、子育てにかかる負担の軽減であったり、離職の抑制であったり、雇用の確保、そのことに繋がっておりますのではないかと、このように判断をしております。今後も雇用の確保と同時に、働きやすい職場環境も含めて検討を加えていきたいと、このように考えております。

さらに、また具体的な勤務状況については、担当部長より御答弁をさせていただきます。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） それでは、私のほうから市有林におけるの収益について、答弁のほうをさせていただきたいと思っております。

市有林におきましては、主伐、全てを皆伐するんじゃないし、今現在収入間伐を主体として実施しております。それぞれ御指摘のように、事業地の利便性、また対象となる森林の林齢、また直径等によって売り上げには差が出ておることでもあります。また、素材を販売する時期においても木材取引の価格によって差が出るような状況でございます。

ちなみに、市有林の実績につきまして、平成18年から実施しております、その中で一端を述べますと、平成24年におきましては39ヘクタールの搬出間伐を実施し、木材の売り上げ収入、また国・県からの造林補助金を合算したのから経費を引きますと、1ヘクタール当たり28万円程度の収益でございます。また、平成25年にお

きましては、利便性のいいところで間伐を実施した関係もございますけども、57ヘクタールの実施に対しまして、95万円強の収益を市のほうへ納入しております。合併後、市有林の整備につきましては毎年実施しておりまして、その総額については約2億円に達しているような次第でございます。

議長（秋田裕三君） 花本総合病院事務部長。

総合病院事務部長（花本 孝君） 看護師の勤務状況につきまして、御説明を申し上げます。

病棟の担当をはじめ日数の多少はありますが、夜間勤務があるほか、休日勤務や救急に伴う出勤があります。

毎年度の配属先の検討に際して、個々の状況把握に努めておりますが、全ての職員の希望を調整するには苦慮しているところでございます。

そして、月単位での勤務計画の作成に当たりまして、個人面談を行う中で、可能な範囲で要望に応えるようにしており、育児休暇等の取得期間については、個々の状況に応じて対応するように努めております。

他の病院との連絡をとり、働きやすい職場をつくることにつきましては、西播磨管内の公立病院の事務長で組織をする連絡会がありますので、その機会を活用したいと考えております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 16番、小林健志議員。

16番（小林健志君） ありがとうございます。

まず、初めに、間伐・伐採についてもう一度お聞きをいたします。

これは一例でございますが、今、部長のほうからも市有林につきましては出ておりますが、民間と申しますか、生産森林組合とか個人の山、そういうようなことにつきまして、生産者よりちょっとお話を聞きました。うちの山、伐採をするのに17.6ヘクタール、17町ほどの山を伐採したと。年数は今ここに書いてあるように50年、60年という木だそうでございます。主にスギだったんですが。それで、市場の売り上げが2,600万円、そして、生産者にいわゆる支払われたお金が730万円だそうです。これにつきまして、その生産森林組合の方に聞くと、できれば素材屋さん、いわゆる扱い、そして生産者、3分の1ずつぐらいになれば一番申し分がないんだけどなというふうな話も聞いております。これは、この金額が出たのも補助金がかかり出ているから、この金額になったというふうに聞いております。

そこで、平成28年、来年からこの補助金が少し減る、半分になるんじゃないかな

と、そういうようなことも聞いております。そうすると、生産者がうちの山を伐採をしてくれやという方が考えられるんじゃないかなと。そうすると、いわゆる市場に出る材木も、いわゆる木も少のうなると、そういうようなことで、市場のほうにもちょっと知り合いがおりましたもんで、聞かせていただきました。市場のほうには、国のほうから森林管理署、その他のところから長期的な計画で大体この市場に5年間でどれぐらいの量が出るんだというふうなことを聞かれておるそうです。そして、計画を立ててくれというふうなことを言われているそうです。それが、来年度からいわゆる補助金が減るということになると、非常にこの計画が立てておるけども、前にいかないというのが実際のところらしいです。

それで、いわゆる今、市長なり部長からもお聞きしたんですが、今は今の数字で、これから先どうするんだと、また国のほうに補助金をどのような形でお願いをするのか、そういうことも是非とも頼んでいただきたいというふうなことも聞いております。

一番心配であるのが、生産者のところにお金が落ちない、儲かる林業にならない、儲けておられるのは素材屋さん、これはもう業者ですから、いろんな重機も補助金をいただいてやっておられるんで、計算の上でやられますから、あまり損はいかないと思うんですが、しわ寄せが生産者のほうにくるんじゃないかと。そうすると、先祖代々いわゆるおじいさん、お父さんが植えた木が伐採して本当に幾らにもならなかったというふうなことが起きるんじゃないかと心配しておるんです。そうすると、生産者は伐採するのをちょっと延ばそうかというふうなことが一番心配なんで、補助金のことも含めて、そういう計算を、いわゆる儲かる林業、いわゆる生産者に幾らかお金がきちっとおりるようなことを考えていただきたい。このことについて再度お伺いをいたします。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 先ほど御指摘がありましたように、平成28年度からにつきましては、国の造林補助金制度も大きく変わるということは聞いております。ただ、その中でどういうふうな金額になるのか、どういう主体になるのかについての具体案については、国のほうからの提示は受けておりません。ただ、その中で、やはり国におきましては森林の有する公益的機能の発揮というのにつきましては、国土保全であるとか、そういう観点から考えていただけるんじゃないかなというふうな希望も持っております。

その中において、現在、市におきましては県を通じましてですけども、早急に造

林に対する支援策について明確に提示していただけるようお願いしておりますとともに、現行の制度に対して、市としてその提示を受けた後でどういうふうな支援制度を設けられるのかについて、また、まとめさせていただきまして、その中で委員会等に御報告の方をさせていただいて、少しでも森林所有者のほうの利益還元というんですか、森林の整備を助長する支援策を講じていきたいと、そのように考えております。

議長（秋田裕三君） 16番、小林健志議員。

16番（小林健志君） 来年からという、もう本当に計画されて来年伐採せないかんというような、もう既に請け負われている方もあろうかと思えます。そういうことも含めて、生産者の方にこの山、いわゆる10ヘクタールの50年前のスギの山を切るんだと、こうなるとあなたにはこれだけの金額が出ますよという見積もりというかね、そういうことも非常に必要じゃないかと思うんです。

今いわゆる民家の近くの木なんかは、逆にもう60年も70年もたっているスギを伐採した時には、逆にお金を持って行かなんだら切ってもらえんのですよね。そういうようなことが起きているんですよ。まさか、先祖が植えた木を切って金を払わないかんというようなことが起きるのかなというような、そういうことも言われております。民家の近くは危険性を感じてそういうことになるかと思うんですが、いわゆる山に入りますと、道路端であるとか田んぼの近くであるとか、そういうことに関しましてもいろんな形で木がお金になる、儲かる林業というのを委員会でもよく出てくるんですが、そういうことになるように、できればいわゆる見積もりをとって、生産者に幾らかでもという、できるだけ多くのお金が落ちるように市のほうも指導をしていただきたいと、このように思います。

そして、再度またお願いをしておきますが、補助金がいわゆる少なくなるということに関しては、国・県に要望していただいて、またいろんな会があろうかと思えます。そのときに、宍粟市としては90%山です。やっぱりこのことには声を大にして国のほうに要望していただいて、減ることのないように、いろんな形で補助金が少しでも多くいただけるような方向に進めていただきたいと思えます。いかがですか。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） まず、造林補助金の仕組みについて若干説明させていただきたいと思えます。

造林補助金につきましては、普通の補助事業と違いまして、事業が全て完了した

後に国に申請をして補助金をもらうという制度でございます。

だから、平成28年度から大きく転換するといいましても、この3月までに実施したものに付きましては、まだ平成27年度の補助体系の中であるということになりますので、平成28年の6月までには国の明確なところが出てくると思います。

ただ、それを待っておってもいけないということも十分承知しておりますので、国・県への要望等につきましては、あらゆる機会、また近隣の市町とも共同しなごらの要望活動等も実施していきたいということも考えております。

また、素材、生産業を営む方々につきましても、できるだけ、この山でしたら概算で幾らぐらいの山元のほうへ返るといようなことについて、見積もりを出していただけるように、毎年何回かは担当のほうと素材業等のほうとの協議も進めておりますので、その場でまた強く要望していきたいと、そのように考えております。

議長（秋田裕三君） 16番、小林健志議員。

16番（小林健志君） 宍粟市から林業の仕事をとりましたら、もう本当に何が一番いいんだろうといようなことも考えますので、先ほど申しました国への要望ということに対しましては、もう本当に力を入れていただきたい。市長もひとつよろしく願いたいします。

それでは、2番目の総合病院の看護師の勤務について、再度質問させていただきます。

看護師さんが、夜勤をしていただくというのは、もう本当に大変な仕事であります。これはもう私どもも生身の体でよくわかっておるんですが、そういう人がいてくれないと、いわゆる市民は安心して暮らせません。非常に大事な職であるといふふうに私は思っております。

ただ、看護師さん、独身の場合はいわゆる夜勤もしてあげるでといような形で出てくれると思うんですが、いざ子どもができ、子育てをするということになると、非常に大変だそうです。私の娘も看護師をしているんですが、やっぱり親戚なり親なりが協力してやらないと、これ本当に看護師さんの仕事はできないなといふふうにも感じておるんですが、私がここで質問させていただくについて、一人の看護師さんから子どもを2人おるんですと。まあ夜勤に入っておるんですと、面談もありましたと、私もこれまでやってきたから大丈夫だろうといふふうな形で勤務についてなんですが、いわゆる子どもはどんどん大きくなっていくと、手がかかる、託児所もこしらえていただき非常にありがたかったんですが、非常にハードで昼勤めておって、また夜勤にそのまま延長といつか、そういうようなことがたびたびあるんで

すと。そうすると、非常に子どもと会う機会も少ないし、大変なんですというふうな声がかかってきたわけです。これでは、私はここに勤めておれないというふうなことから、そうするとこれからいわゆる高校を出て、また看護学校を出て、看護師さんになれる方が、もう子育てもできんのやったら看護師さんはなれんというふうなことも考えられるんですよ。ですから、非常に心配をして看護師さんになるのかな、どうかなというふうな子どももいるそうです。

ですから、本当に働きやすいというかね、無理をしなくても、この方が言われてましたけど、1週間に3日あるときがあるんやと、大体2日なんですけど3日あるときがあると。そうするともう家庭崩壊にもなりかねんというふうなお話を聞きまして、これは何とか総合病院のほうで考えていただかないかなというふうにお話をしたところなんです。

そういう話が出るもんですから、その看護師さんがおられた前の病院の話も出てくるわけですよ。そんなことなかったんですけど、やっぱり地元が宍粟なんで、宍粟の総合病院へ返りたいということで返ってきたらこういうことなんですわというふうに聞きましたんでね。これはもう本当にこれから看護師になりたい、希望をされている方、そして、今現在、当然勤めておられる方が働きやすいように、ひとつ考えていただきたい。私も中の内容のことがあまりよくわかりませんが、その看護師さんに聞くと本当に大変そうに話されてました。もう家庭崩壊寸前なんですわというふうなことも聞きましたんで、公の場でお聞きをしているんで、ひとつこれはもう本当に考えていただきたいなと、このように思いますんで、再度答弁をお願いいたします。

議長（秋田裕三君） 花本総合病院事務部長。

総合病院事務部長（花本 孝君） 医師の確保とともに、看護師の安定確保も非常に医療機関にとっては大切なこととなっております。

それで、先ほど出ておりました連続した勤務ということがお話がございましたので、少し状況につきまして御説明をさせていただきます。

いわゆる夜間の時間帯と言いますが、午後4時から午前8時の時間帯を厚生労働省のほうで夜間の時間帯という言い方をしておりますので、この時間帯での勤務を月72時間以内ということに制限がされております。

準夜勤の時間帯が午後4時から午前0時45分、深夜勤の時間帯が午前0時から午前8時45分となっておりますので、それぞれが夜間の時間帯に入るという状況がございます。それで、準夜勤の午後4時から勤務をして、そのまま連続をして午前8

時45分まで勤務をするといった、そういった場合もございます。ただ、そのことにつきましては、月の72時間以内になるように、また週休2日がとれるようにということで、調整はとってはおります。

10月の実績で、約62時間というこの夜間の時間帯での勤務は、そういうことになってはおりますけども、子育て中の看護師にとっては非常に辛いということもこちらのほうにも聞いてはおります。

そういったことを少しでも調整をしようということで勤務シフトをつくる時には、それぞれ状況の把握には努めておりますが、場合によってはそういった連続した勤務となるような場合もございます。

いずれにしても、人数の確保がもう少し改善をすれば、夜間の時間帯での勤務も和らぐことができるかなというふうに思っております。その人数を確保するために託児所であったりとか、また奨学金であったりとか、そういうことで現在対応をしているところでございます。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 16番、小林健志議員。

16番（小林健志君） ありがとうございます。

看護師さんのいわゆる人数が足りないというようなことで、そういうハードな組み方になるというふうなことも、ちょっと今お聞きしたんですが、子育て中というのか、子育てをされながら看護師さんをされている方が、こらかなわんわんと、こういう仕事になると、こういうようなんは本当に大変やというふうなことが口に出ますと、これから看護師さんになる人、そして、また宍粟総合病院に行こうかという方が、総合病院は大変やでというふうな話の出ないように、できれば働きやすいでというふうな職場にしてほしいと思います。そうすると、看護師さんも何人か来てくれて増えるんじゃないかと、こういうふうに思うように、私の考えかもわかりませんが、職場がやっぱり働きやすければ人は増えます。そういうようなことで、そういう看護師さんの内部から、もうこれは困るとんやというふうな話が出ないような仕組みに考えていただきたい。このことをお願いして終わります。

議長（秋田裕三君） これで、市民クラブ政友会、小林健志議員の代表質問を終わります。

続いて、日本共産党宍粟市会議員団の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 日本共産党議員団を代表して、代表質問を行います。

2点にわたり質問をさせていただきます。

まず、1点目は、宍粟市幼保一元化推進計画の中止をということについて、お聞きをいたします。

10月9日に総務文教常任委員会に提出されておりました宍粟市幼保一元化計画に係る施設再編案と、宍粟市幼保一元化計画に係る認定こども園整備の考え方についての案がそれぞれ示されておりました。

施設再編案では、この計画の最終年度となる平成30年度までに、教育委員会としての認定こども園の設置のめどはたっている地域はないという内容になっておりました。

これは、教育委員会として当初のこの計画が事実上破綻したことを示すものではないかと思えます。この計画が進まないのは、どの地域でも全ての公立の幼稚園、保育所をなくすことへの反対が根強くあることにあると思えます。

以前にも述べましたが、教育委員会が幼保一元化と民営化にこだわるのは、子どものためというよりも、市の行政改革の一環として、市職員を減らして、行政経費を減らすことに目的があると思えます。

推進計画は直ちに中止をして、それぞれの地域に合った地域の皆さんが望む子育て施設をつくっていく方向に転換すべきではないでしょうか。

次、2点目であります。

学校給食センターへの異物混入防止対策についてお聞きいたします。

学校給食への異物混入は、9月、10月、11月にもあったと報告がされております。報告事案のほとんどは、子どもたちが食べている段階に気がついて報告しているものであります。子どもたちが気がつかずに食べてしまっているケースもあるという可能性も否定はできません。

もともと学校給食センターの調理員は、その職務の重要性からして正職員として採用されてきたものが、行政改革の名のもとに臨時職員対応が当たり前になってしまっております。

学校給食は、教育の一環として提供されているものであり、その職責から考えてもその身分保障は正職員とすべきであります。長期休暇については研修や施設の保守、点検などに当て、異物混入ゼロの学校給食にしなければならないと思えますが、市長、教育長の考えはいかがでしょうか。

以上です。

議長（秋田裕三君） 岡前治生議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 日本共産党議員団の代表の岡前議員の御質問に御答弁を申し上げます。

私のほうからは、特に学校給食センターの異物混入、このことを捉えて御答弁を申し上げたいとこのように思います。

学校給食の異物混入については、前々回も含めましていろいろ御迷惑をおかけして、それ以後も細心の注意を払って取り組んでおるという状況であります。あってはならないということで、全職員さらに細心の注意で取り組んでおる状況であります。9月以降も混入が続いておるという状況であります。

そのことから、今後さらに作業手順の見直しであったり、あるいは機器の点検等を含め、そういったことをさらに強めていくことが大事だということも教育委員会のほうへその旨伝えたり、指示をしておるところであります。

今、県内でも各地でそういうことが非常に起きておる状況でありますし、文科省もいろんな通達を既に出したとか、あるいはこれから出そうと、こんなふうな動きもあるところであります。いかんせん、それぞれ細心の注意を払っておるところであります。場合によっては不可抗力もある場合もありますが、いずれにしても安全・安心が最大の使命でありますので、今後においてもそういったことでさらに気を引き締めて頑張っていたくように、さらにその旨も含めてそういう方向で頑張っていくように、ともども頑張っていきたいと、このように考えております。

また、給食センターの業務の正職員月額、あるいは臨時職員、パート職員、このことではありますが、私はそれぞれの身分を問わず、全ての職員の皆さんがそれぞれの責任において一生懸命頑張っていたらと、このように考えておりますし、そのことが大事だろうと、このように思っております。

あわせもって、市職員におきましては正規、臨時を問わず、それぞれの職員が市民のいわゆる生活福祉向上のためにそれぞれの立場で全力で頑張ってくれておると私は思っておりますが、ただ、先ほども申し上げたとおり、人間である以上、時として間違いもあるわけではあります。また不可抗力もあるわけではありますけれども、いずれにしても職員として、それぞれの職責において全力で職務を全うしなくてはならないと、このように考えておりました。私自身も常にそのことを念頭に職務に全力で当たらなくてはならないと、このように考えておりました。さらに、気を引き締めて職員一丸となって取り組んでいきたいと、このように考えております。

あとは教育長のほうより御答弁を申し上げます。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 私のほうからは、2点答弁させていただきます。

最初に、幼保一元化推進計画につきまして、中止すべきではないかということですが、宍粟市では、子どもの数が減少する中、子どもたちにとってよりよい教育、さらに保育が受けられるよう、適正な集団規模の確保が何より重要であり、そのため幼稚園と保育所それぞれの機能を備えた、そして、多様なニーズに応える認定こども園の設置が望ましいと考えまして、民間保育園と連携し、安定的な運営を考慮しながら、教育、そして保育の質を今以上に向上させるため、認定こども園の設置に向け、推進に取り組んでいるところです。

また、しそくこども指針に基づき、「げんき・えがお・いきいき」の子ども像を目指しまして、子どもたちが安心して健やかに育つ環境と質の高い教育・保育を提供することが地域の望まれるものと考え、今後も幼保一元化推進計画に基づきまして進めていきたいと、このように考えているところであります。

それから、学校給食センターの部分ですが、市長の答弁と重なる部分があるんですが、学校給食センターの給食の異物混入につきましては、これはあってはならないものということで、全職員、細心の注意を払って取り組んでいるところでありますが、御指摘のように9月以降も混入があることに対しまして本当に反省するものであります。

今後、さらに作業手順の見直し、それから機器の点検等をしっかり行っていきたいというふうに考えております。

学校給食センターの業務に関しましては、先ほど市長の言葉にもありましたように、全ての職員がしっかり責任を持って取り組むということが重要であり、今後もそのように指導もしていきたいと思っております。

また、給食調理のない期間におきましても、必要な人員を調整しまして、調理機器、また食器の洗浄や施設の保守、点検等の作業はしっかり行っているところであります。

特に夏休みの期間中におきましては、洗浄、保守点検等の作業に加えまして、全調理員が研修も受けております。

今後、さらに、内容の充実を図り、異物混入がないように取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。幼保一元化計画、平成21年につくられまして、それから平成30年までの計画というふうなことになるんですけども、この前委員会に提出されておりました平成28年、29年、30年の計画がありますけれども、再編案を新たにつくっておられますけれども、この中で認定こども園が実際にできるという計画になっておるところは一つもないんですね。波賀でもあくまで認定こども園を受けてくれる法人を公募するという段階で、平成30年度を迎えるというふうな計画になっております。ということは、10年間で大もとの計画のときは、宍粟市内全域を各中学校区を一つの塊にして、その中でつくろうという計画が事実上できないということをご自身認められたわけですから、この計画は、もう一旦廃止にして、それぞれなぜそこがその計画が進まなかったのかというふうな反省をすべきじゃないかと思うんですけども、そのあたりはどうですか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 前回の質問のときにもお答えをしたと思うんですが、平成30年までというのは、今現状では御指摘のとおりであるということで、遅れるということも認めておりますし、遅れてはいますが、なるべく目標に近づけるように、推進計画に基づいて現状の取り組みを進めていきたいということをご改めて述べさせていただきます。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） この間やっぱり進まなかった一番の大もとというのは、教育委員会が強引に公立の幼稚園、あくまで千種の例で言うと、公立の幼稚園を廃止して、民間の法人に認定こども園をつくって運営をお任せするという手法に一番問題があったと思うんですね。ですから、公立の幼稚園を残しつつ、保育所との機能をうまく合併して、その認定こども園というシステムに当てはめようとするから無理があって、それで、その一番の大もとはあくまで民間委託をしようということに反発があったというふうなことだと思うんですね。

ですから、やっぱり地域における子育て施設というのは、いろいろな最低限選択肢がなければ、子どもたち、親たちにとってはいけないものを、あえて一つの施設に集約してしまったということが、千種でもなかなか進まなくて、最終的には、私の目から見たらあくまで教育委員会がごり押しをされてつくられたというふうには見えていない。まだ千種の市民の中にはいろいろな意見が残っておるというのが事実でありますから、こういう手法をほかの地域にも持ち込むべきでは絶対ないと

思うんですね。

ですから、あくまで先ほども言いましたように、公立の施設を頭から廃止しようという、そういう教育委員会の姿勢が問題なんですから、その部分については最低限改めて、その地域その地域でそれぞれの幼稚園、保育所ができた歴史、経過も全部違うわけですから、そのあたりのことも十分踏まえて、一旦この全域を認定こども園としてまとめて民営化するという計画はやめて、もう一度各地域ごとに地域の歴史に根差して、その地域の皆さんが望む、こういう施設があったら納得できるなというふうな、少子化は当然のことですから、少子化をにらんだ対策というのは当然必要になってこようかと思えますけれども、そういうやっぱり地域で考えて、地域の方が望む施設というふうな考え方に立ち戻らなければ、この計画は何としても進めていくんだということはもう事実上破綻しているんじゃないですか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 御指摘の意味も十分理解できます。しかし、市としてこの取り組みを進めていこうという方針を決めて、民でできることは民でお願いしたいという方針で、今取り組んでいるわけでありまして、御指摘の千種の部分も大変時間がかかったわけですが、批判的な方もいらっしゃるかも知れませんが、現実的にできましたこども園の皆さんに声を聞きますと、圧倒的にいいものができて喜んでいてというふうに、登園されているということ聞いておりますので、そういう部分も含めまして、これからも地域の皆様に御理解をいただけるように取り組んでいきたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 千種の例も言われましたけれども、千種もそら施設的には大変立派な施設ができて、今現在通っておられる方は確かに喜んでおられると思います。

でも、それを5年、10年というスパンで見えますと、やはり千種に住もうという、また、ほかから帰ってこようかというふうな方が考えられた場合、そういう民間の保育所、認定こども園しか子育て施設がないというふうな環境にあるんだというふうに考えられた場合、果たして千種そのものに子育てをする環境としての魅力のある地域だというふうなことに評価されるのかどうかですね、このことは今から結果が出てくる問題であって、私は今現状では、そういう公立施設がなくて民間の1施設しか、そういう子育て施設、預ける施設がないということになると、私はマイナスに繋がっていくのではないかなと思います。

それと、教育委員会は、あくまで子どものため子どものためというふうにおっしゃられるんですけれども、子どものためと言いつつ、この間教育委員会がやられてきたことは、小学校の統廃合が進み過ぎて、それでその同じ敷地内にある幼稚園が取り残されて、幼稚園だけになることによって、かえって地域の方が不安感を持って、中心部の幼稚園に通わせてもらいたいというふうな混乱が起きて、区域外通園というのはよっぽど特殊な場合しか認められていないものだと思うんですけれども、区域外通園は当たり前とするような、そういうふうな幼稚園教育においては混乱も来しているようなことを起こされているんですよ。

本来であれば、幼稚園の少子化が進んでおって、統合が必要なんであれば、まずは幼稚園を統合して、そして対応していくというのが筋道であるのに、あくまでそれを飛び越えて認定こども園というものをつくろうとされるがあまりに、幼稚園の園区外通園というふうな不正常的なあり方というのがどんどん、まあ言うたら宍粟市の地域全域に広がっているというふうな、そんな混乱を起こされているんですよ。ですから、順番を間違えて、まずは公立幼稚園のそういう少子化対策というふうなことで、一定人数を集めたいというのであれば、公立幼稚園をまずは統合する、ということから順番に始めなければ、今、子育て施設大変混乱しているんじゃないですか。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 私のほうから、地区の委員会の状況を少しお話ししたいと思います。

波賀では、民営化への不安の声としまして、経営悪化でつぶれるかもしれない、将来がちょっと心配だ、また、経営者の方針に合わない保育・教育の質、その場合選べる余地がないということをおっしゃっております。これは一宮北地区の委員会でも同様な意見を伺っております。

その最初の経営悪化でつぶれるかもしれないということに対しましては、子ども園は市だけではなく、国が責任を持って支えていくものでありまして、つぶれることはないということをおっしゃりたいと考えておりますし、保育の質、方向についても市職員の派遣や研修等、公立と変わらないということをおっしゃりたいと考えております。

また、波賀では、保育所保護者からなぜそんなに公立にこだわるかわからないということ、違いがないということも意見として伺っております。

今後とも、保護者、地域が不安と感じられることに対しまして、丁寧に説明をし

ていけば理解も得られると考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 今まで教育委員会がやられてきた手法というのは、理解がえられるではなしに、理解させるなんですよ、理解させて、もう仕方なく、嫌々でも合意させてきたのが教育委員会のやり方なんです。反対意見を幾ら言っても、それを認めようとしなかったというのが教育委員会のやり方なんです。そういうふうなやり方をしておいて、これからは結局は何とか説明をして、その説明に否が応でも納得してもらって、最終的に住民合意を得たというふうなことで進めようとしかされていないんですね。

先ほども言われたように、やっぱり公立を残してもらいたい、誰も民間の施設が悪いというふうなことは言われていないんですよ。あくまで公立も残してもらって、先ほど部長が言われたように、せめて選択肢を残してもらいたいというのが、今の子どもを持っておられる親御さんの考え方なんですよ。そこに、民間の1カ所しかなくなってしまうたら、選択肢がなくなるでしょう。特に、もう千種はそういうふうになってしまいましたけども、波賀も同じですよ、そういう選択肢がなくなるようなことはやめてください。せめて、幼稚園と保育所が1カ所になってもいいですけども、幼稚園部分だけは公が責任を持ってください。それで、保育所部分については、民間でもいいでしょう。そういうふうな柔軟な考え方も持っておられるんですよ。ですから、あくまで公の施設と民間の施設とそれぞれがあって、そして、そこにどちらを選ぶか、それを選択できる余地を残してくださいというのが一番の願いなんです。だから、それは僕は当然の願いじゃないですか。それを1カ所の民間施設にするというのが、教育委員会の指導方法が間違っているんじゃないんですか。どうでしょうか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） おっしゃるとおり公と民の選択肢があるということは、本当に大事なことはないかとは思っております。しかしながら、今、北部のほうを見ましても、旧町でいいますと、出生率といいますが、出生数が10人を割るというふうな状況がある中で、民の部分と公の部分でその子どもを、言葉は悪いかもしれませんが、取り合うといいますが、分け合うような部分になりますと、これまでアンケートをいただいております適正な規模での人数というものが保障されないし、適正な人数の中で子どもが育っていくという部分には大きな課題があるんじゃない

かと思っています。

そして、今後ますます女性の就労も増える中で、ニーズは保育所に偏っているという現状もあります。そこで、やはり民でできることは民でお願いする中で、一体的に教育保育を進めていくということで、このこども園は民にお願いしているわけですが、現状では宍粟の現状に合っていると、このように思って進めていきたいと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 教育長も言われるように、その選択肢がなくなるというのは本当に市民から見ると、その地域の子育て施設という意味では本当に魅力がなくなるんですね。ですから、先ほど少子化ということをおっしゃいましたけれども、ますます北部地域に1カ所の民間施設しかなくなるということになると、先ほども言いましたように、地元に戻って子育てしようかなと思っておられる方も一歩手前で家を建ててというふうなことになりかねない状況が生まれてくるわけですよ。ですから、少なくとも認定こども園ではなしに、幼保一元化ということは確かにいいことだと思います。でも、その幼保一元化をどうやって公と民をうまく合体させてやっていけるかというふうな方策を、やっぱり考えていかなければならないと思うんですよ。ですから、幼稚園のほうはあくまで一般財源で全て市費で賄われます。一方、保育所については国からも補助金が出て、その委託費の中で賄われるというシステムになっておりますけれども、ですから、3歳児、4歳児、5歳児の午前の保育、教育だけは公が責任を持ってやって、それでその部分については保育所の保育士もかかわっていくというふうな、あくまで公立の幼稚園と民間の保育所が合体したような形での運営をすれば、それぞれ納得できるような方向性がとれるんじゃないかなと思うんですね。ですから、認定こども園イコール民間委託っていうところに、私は一番大きな問題があると思うんですけども、そういうふうな方策がとれたら、今の千種の認定こども園についても幼稚園部分をもう一度公に戻すというふうなことも十分できるわけですから、そういうふうな方策こそ考えるべきじゃないですか。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 保育部門については民間、幼稚園部分については公立という役割の分担ということの御提案だと思います。今、宍粟市が進めておりますのは幼保連携型ということで、学校と児童福祉施設を一つにしたというものであります。その中では、そういう運営主体が二つになるということとはできない

施設と考えております。今、市が目指しておりますのは一体ということで、運営主体も一つということとしておるのは変わらないと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。頭からできないということではなしに、地域ごとにいろいろな諸事情があって、地域としてこういう施設であれば幼保一元化も進めてもらいたいということはあると思うんですね。

それで、先ほど言いましたように、やっぱり幼稚園というものと民間の保育所ということの選択肢がなくなる、選べなくなるということが一番やっぱり大きなネックになっておりますので、やっぱり、宍粟市の状況というのを十分踏まえて、やっぱりこういうふうなあり方を国にも認めさせていく、そういうふうなことをしていかなければ、なかなか少子化対策に私は逆に逆行するような施策をどんどん進めておられるということになると思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 先ほどからも繰り返しになる部分があるんですけども、選択ということもありますが、私いろいろ見させていただくんですが、民間の保育所の保育、3歳児から5歳児の教育につきましても、本当にしっかりと取り組んでいただいておりますし、民間に任せても何ら遜色のない部分であると思っております。

また、保育料につきましても考慮しておりますし、この3歳と5歳を公立の幼稚園でやるということになりましたら、実際に保育所へのニーズが高いのに、3歳児から5歳児が公立の幼稚園に入る子がだんだん少なくなって、適正な規模での教育ができない現状が生まれている。でしたら、しっかりと経営していただいておりますし、保育もしていただいております民間にお願いするということは何ら問題ないと、このように思っております。

確かに、選択という意味には課題があるとは思いますが、しかしながら、保育料の面も、それから時間の面も子ども園で自分の家庭の状況にあわせて選択できる、そういうふうな取り組み、仕組みもつくっておるわけですから、十分これでいけるんじゃないかと、このように思っております。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） そしたらね、視点変えますけども、例えば千種、波賀については幼稚園と民間の保育所1カ所ずつというふうなことになりますけども、でも

例えば一宮北でありますとか、山崎の蔦沢地域、そして戸原保育所なんかも単独で公立の保育所でありますけれども、こういうところも全て民間委託を前提にというふうなことで考えを進めておられますよね。これはなぜなんですか。公立は公立でしかないところを、あえて民間委託というふうなことの意味合いというのは、今まで千種や波賀で言われてきたこととは、ちょっと意味合いが、ちょっとどころか、全然意味合いが違いますよね。これはなぜなんですか。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 今までと同じ答弁になるかもしれませんが、宍粟市全体としての幼保一元化の推進計画のもとで、民間にできる部分については民間にさせていただくということから、その社会福祉法人の対象が市全域としておりますので、今のところ一宮北、また蔦、戸原、そこに地区限定という意味ではありません。市全体として担い手の社会福祉法人がありましたら、そこをお願いするということで、まずスタートはそういうふうにそちらに投げかけるということにしております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） それはちょっとおかしいと思うんですね。再編案の課題の一番下に、市の計画、13園に対して現在保育所等を運営する法人が10法人のため、3園は新たに増やす必要があるとまで書いてあるんですね。

だから、先ほど言われたように、市全体で考えるのであれば、例えば千種の認定こども園なんかは、最初から杉の子保育園が運営するという段階で、全て話が進んでおったじゃないですか。全く公募ということをしてないんですよ。恐らく、今の波賀にしたって、みどり保育所が受けるということをして前提に全て話が進んでいないじゃないですか。今言われたことと、今、千種、波賀で実際行われていること、行われたこと、全然つじつまが合わないんじゃないですか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 先ほども部長が言いましたように、市内の実績ある保育所に投げかけておりますし、実際に数の分かりますと、2園運営していただけないかというふうなことも依頼しております。

そして、千種の場合でもきちっと公募しまして、応募があったところにつきましては、選定委員会を設置しまして、その中で十分な審査をしていただいて決まったということには間違いないので、その点は御了解いただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 今、いろんな説明を受けても、恐らくこの再編計画を見る限りにおいては、もし強引な進め方をされたら波賀が認定こども園ができるかもしれませんけれども、それ以外の地域については、恐らく平成30年度までにできるところは一切ないと。そして、恐らく山崎地域についてはそれなりに少子化というふうな形では進んでおりませんから、今の現状の幼稚園、保育所が全て30年以降も存続されるだろうと。要は、少子化が進んでいる波賀と千種だけが、最終的には認定こども園ができたなというふうなことになってしまう可能性があります。そういうふうなことでは、よけども北部のせつかく魅力ある子育て環境がありますのに、そういうことが壊れてしまうわけですから、ですから、こういう再編計画については、もうできないということがはっきりしているわけですから、一度御破算にして、もう一度地域に出向いて、地域がどういう子育て施設、今の現状でいいんだという声があるのであれば、それでいいじゃないですか。そういうふうな手法で進めるべきじゃないですか。教育委員会としてはなしに、あなた方は子どものため子どものためと言われてはいますが、結局子どものためにならないことをされているということをやっぴりはっきり自覚してもらわないといけないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 10月9日、委員会に提出しました施設再編計画案では、地域の委員会でスケジュールを示した、波賀以外では平成30年までにこども園の設置を明確にしておりません。

現在、一宮南、一宮北中校区では地域の委員会で検討中でありまして、方向性が決まれば設置の時期も決まっていくと思います。また、この方向性がまとまらなかつたら、また現状維持というようなことも考えられることです。

また、山崎町では民間保育所と認定こども園の運営意向等を今協議しております。その中には、取り組まれるという意向もあると聞いております。そのことについてもこの再編計画案には載せておりませんが、山崎町内ではそういう動きもあるということは御報告させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 山崎町内でそういう動きがあると法人側がいくらそう言っても、公立の幼稚園に通わせておられる親御さんが、いや、それは公立の幼稚園を

残してもらいたいという話やったら、全然進まないわけですよ。だから、あなた方のやり方というのは、まず受け皿を探してというふうなやり方自体が間違っているんですよ。あくまで地域の親御さんの願いがどうなのか、地域がどんな子育て施設をつくってもらいたいのか、幼保一元化というあり方を望んでおられたとして、ほなら幼保一元化をどういう形で進めていけばいいのかというふうなことを、この計画を大もとにするのではなしに、本当に白紙の状態で地域で一番、その歴史も踏まえてどういう子育て施設のあり方がいいかというふうなやり方をされないから、こういうふうな計画も進まなかったわけでしょう。ですから、そういう今までの手法を改めてくださいというふうなことを言っているんです。だから、そのところの反省をこの7年間の結果をもとに反省しなければならないんじゃないですか。同じやり方では絶対にあきませんよ。どうですか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） これまでもずっと議会、また委員会等でいろいろな御指摘をいただいておりますし、そのことについては受けとめながら進めているわけですが、市の方針として、これを決めてやっていこうという以上、第一歩が非常に時間がかかりまして、予定の平成30年ということには大幅に遅れるということはもう認めているわけですが、今後も本当にでき上がった千種の認定こども園のよさを見ていただきながら、そういう子どもたちが群れて遊べるような、そういう施設へ幼児から5歳児までが適正な人数の中で人として育ていくためのそういう学びをさせていけるのは、やっぱり認定こども園であるところのように思っておりますので、今後も皆さんの御意見をいただきながら、修正できるところは修正しながら、市の方針に基づいて推進していきたいと、このように思っております。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） だから、その修正できるところは修正しておっしゃるのであれば、例えば、先ほども言いましたように、一宮北中学校校区においては、とにかく公立の施設しかないわけですから、こういうところについては最低限公立の認定こども園も選択肢に入れた上で、当然検討すべきじゃないんですか。なぜ、あくまでそういうところにまで社会福祉法人、民間に運営を委託しようという考え方が出てくるんですか。

ですから、今まで公しかない地域においては、公立の認定こども園をつくることによって、やっぱり公立と民間とが併存することによって、それぞれがお互い刺激を受けて、いい施設にしていこうというふうなことになるんじゃないでしょうか。

ですから、なぜその公しかないところまで民間というふうなことを押しつけようと言われるんですか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 先ほどから申し上げておりますように、公しかない一宮北地区のようなところにつきましても、市内の実績ある保育所経営の皆さんに公募を呼びかけておりますし、また関心を示してくださっているところもあります。いずれにしましても、市の方針として決めた以上、やはりそこを中心として進めていくのは行政として大事なところではないかなとこのように思っております。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 教育委員会として方針を変えるつもりはみじんもないというふうなことだと思います。

それはまた住民合意が得られるかどうかというふうなことも踏まえて、いろいろな経緯をたどると思いますけれども。

それと、もう一つ大変気になるのが、こういうふうな民営化を前提に進めておられるがために、公立幼稚園や公立保育所まで正規の職員を大幅に減らされておるんですよね。それで、公立の正規の職員を募集されるに当たっての任期付きの職員というふうなことで、ある意味身分の不安定な採用しかされていない。この前、本会議でお願いして資料が出てきておりますけれども、正規職員が20名おられるうち、そのうち7名が任期付きの職員になっております。それで、20名の正職員に対して臨時職員が47名というふうなことで、公立の保育所ですら、もうはや、このような状態に置かれているわけですね。あくまで民間で進めようとするから、こんなふうな異常な事態になっているんですよ。

ですから、本当に子どものためと言いながら、公立の自分たちが運営している公立の保育所や幼稚園にまで非正規職員を増やしてというふうなことに、既になってきていること自体大きな問題があるんですよね。

ですから、本当に教育委員会として子どものためということは、言葉では言われても、実際やっておられることは子どものためではなくて、あくまで市の財政のためだというふうにしは私は思えませんが、こういうふうな現状について、どう思われていますか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 確かに今御指摘いただきましたように、臨時の職員が多くなっているのはもう事実であります。それは、つまり幼保一元化を進めていきたい

という中で、そうせざるを得なかったという部分があったということで、この点については申しわけなく思いますが、そういう中で今年度は任期付きの職員を3年間ではありますが、21名採用しまして、そういう部分の不足をさせていただいているところでもあります。

いずれにしましても、幼保一元化を見据えた中での、そういう臨時の職員が多少増えているというところは認めております。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。ある意味、たったという言い方は語弊があるかもしれませんが、3年間だけの任期付きの職員、正職員になったとしても、本当にその3年間そういうふうな先生としての蓄積、キャリアを積んで、それでその3年間が終われば退職しなければならないというふうなことになる、全く臨時職員と変わらないと思うんですね。そういうことで手当てをしているというふうな思いがあるのかもしれませんが、やっぱりそういうことというのは、子どもにも当然影響してくることでありますし、ですから、そういうことも踏まえて一旦この計画というのは、やっぱり中止にして地域とじっくり話し合っ取り組んでいくというふうな、やっぱり方向性は私がかえないといけないと思います。どうしてもこの計画にこだわられますか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 先ほどの職員の件につきましては、3年間の任期付きではありますが、それが終わりましたら、また当人たちは大変ですが、試験を受けていただくということになっておりますが、そういう中で臨時の人も含めてたくさん今年の場合は応募がありまして、非常に質の高い先生方の採用ができた、このように思っております。そういうこともあります、それも含めまして、今後も、何度も申し上げますように、市の幼保一元化推進計画に基づいて進めていきたいということ、再度申し上げたいと思います。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） それでは、給食センターの異物混入の対策について入りますけれども、私はやっぱり学校給食というのは、あくまで人がつくるものですから、やっぱり人を大切にしなければならないと思うんですね。ですから、先ほども言いましたように、正職員対応に近い、正職員が一番理想でありますけれども、職員定数条例との関係があるとすれば、正職員に近い待遇に全ての方をしていくというふうなことにしていかなければ、なかなか機械設備や建物やとか、そんなものをよく

したとしても、それを使うのは人ですから、あくまでやっぱり人を大切にしていこうということが一番だと思うんですけども、実際はそうはなっていないと思うんですよね。そのあたりはどういうふうにお考えですか。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 調理の技術というのは、やっぱり経験が必要ということは十分わかっております。現在、業務につきましては、正職員10人、月額臨時職員17人、パート調理員27人で行っております。この中で、市長も答えましたように、身分を問わず責任を持って調理をするということは所長以下十分感じておるところであります。

また、行革といいますか、合併後2人の方が定年で辞められております。その後定員適正化計画等によりまして、現業の補充はしておりませんが、その分、配食数も平成18年から今年度まで846減るという数値も出ております。今の現在の人数でも十分いけるという認識はありますし、今後も作業手順またいろいろと研修しながら、異物混入がない安全・安心な給食を配食したいと考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 9月議会の前に大変な件数の給食センターの異物混入が明らかになって、それで、その後も引き続き起こっているというふうなことは本当に大変なことだと思うんですね。

これが件数が減っているのかどうかという比較はできませんけれども、入っている内容を見ると、本来入るべきものじゃないものばかりですよ。ですから、本当に教育長は責任をとられて減給処分というふうなことを自ら科されましたけれども、そのことが本当に生かされたのかどうか、そのあたりは実際に見えてきていますか。実際、件数が減ったとかというふうなことは言えますか、その後。いかがですか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） その減給もですし、その議会が終わりました10月には、各三つのセンターを回りまして、職員を全て集めまして訓示し、その異物混入も含めて、子どもたちに安全・安心な食の提供、また保護者の方に信頼される給食の提供を強くお願いしたところです。

その後の様子というのにつきましては、所長からも聞いておりますが、今まで以上に、また総務文教委員の皆さんの指摘も受けたところも含めて改善できることは改善し、一生懸命取り組んでいるということは報告を受けておりますので、この2

学期は本当に、輪と言うたらおかしいんですけども、今までにも増して異物混入を避けるために取り組んでいるということには間違いありません。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） それは当然そういうふうに取り組んでもらっていることは当たり前やと思うんですけども、でも、やっぱりその一番は人なんですよ。調理に当たる人がどれだけの経験を持ってしっかりと当たってもらうか。で、給食センター、教育委員会がつけられた報告を見ても、やっぱり対応策というのは目視なんですよ。目視による対応ということしかできないんですよ。これにはやっぱり経験とそのものに対しての集中力やとか、そういうふうなやっぱりその給食センター職員ならではのやっぱり技術やとか、そういう経験値というのがどうしても必要になってくると思うんですよ。ですから、それに見合うやっぱり身分保障というふうなことがついていかなければ、なかなか一方で厳しいことばかり要求しても、それはついていかないんじゃないかなと私は思います。

ですから、やっぱり振り返っていただいて一番大もと給食センターが立ち上がったころというのは、調理員も正職員として採用されていたんだ。それはなぜかという、先ほども言いましたように、教育の一環として提供される大切な食べ物だからなんですよ。ですから、そういうところにやっぱり立ち返っていただいて、身分保障というふうないろいろな常勤の非常勤であるとか、最終的には部分的なパートの職員とかというふうな分け方ではなくて、総合的に調理に携われるような体制を組んで、どの職員もそういう異物混入を見つける目であるとか、そういう異物混入をさせない技術を身につけるとか、そういうふうなことが平均的に身につくような職員体制、チームをつくっていただいて、給食をつくっていかなければ、いくらお金をかけて、先ほども言いましたけれども、設備やとかそういうものだけよくしても異物混入というのは絶対になくならないと私は思いますが、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 目視ばかりということも今御指摘いただいたんですけども、その部分につきましては米であるとか、シカの肉等につきましては金属が入っていたというようなこともありました。そういうことで、それぞれの業者の方に金属探知機を入れていただいたりしての対応もとっていることも知っておいてほしいと思います。

また、今給食センターに勤務していただいている方は、ほとんどがベテランの方でありまして、経験豊富な方です。臨時の方も含めてです。私も何十年と学

校給食を食べてきまして、以前のような正職員のたくさんいらっしゃったときでも異物混入はありました。その記録は残っておりませんが、それは私が現場で経験をしておりますので間違いありません。

したがって、以前からもこれからも異物混入ゼロというのは本当に理想でありますし、そのゼロを目指して取り組まなくてはならないということで、今、人ということをおっしゃいましたが、本当にそれぞれの給食センターに勤めている職員が高い意識を持って子どもたちの安全・安心な食を提供するんだという思いを、今後さらに強めていただいて、異物混入の撲滅ということに一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） これで、日本共産党宍粟市会議員団、岡前治生議員の代表質問を終わります。

午前11時10分まで休憩といたします。

暫時休憩。

午前 10 時 57 分 休憩

---

午前 11 時 10 分 再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、創政会の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

3番、藤原正憲議員。

3番（藤原正憲君） 3番、藤原です。議長の許可を得ましたので、通告しております大きく4点について、創政会を代表して質問をさせていただきたいなと、このように思います。

まず、1点目ですが、合併特例策（優遇措置）の縮減等による行政サービス等への影響について質問をいたします。

新年度予算編成に今取り組まれています。合併特例策、いわゆる優遇措置が段階的に縮減され、普通交付税の減、そして有利な起債である合併特例債もやがてなくなるし、また、人口減による交付税の減、そしてまた、上下水道施設等をはじめとした公共施設、あるいは社会資本の改修・改善が必要になるということでもあります。将来的に向けて、大変財政的に大きな不安な要素があるのかな、このように思うわけです。

一方、財政調整基金も予定どおり30億円ですか、積み立てをされておりますし、起債の繰上償還も実施するなど、財政の健全化に向けて努力されていると私は思います。

全ての合併した市町村に影響を与えるこの普通交付税が、段階的に縮減が始まりますが、国の緩和策はないのでしょうか。今後、このことが行政サービスにどのように影響を与えるのでしょうか。答弁を求めたいと思います。

また、年内新年度予算に向けた編成が行われていますけども、市長の所信、あるいは秘策の概要についてお伺いをいたしたいと思います。

続いて、大きく2点目ですが、病院事業の健全化への取り組みはについて質問をいたします。

総合病院は、急性期病院・救急告示病院として、医師・看護師等々病院スタッフの日夜の御苦労対しまして感謝を申し上げるとともに、引き続き市民が安心・安全に暮らせるように、御尽力をお願いするものでございます。

さて、病院の経営状況ですが、外来患者数が平成25年度の実績で9万2,675人、同平成26年度では9万7,008人と4,333人増えておりまして、入院も、あるいはまた検査件数も伸びているわけでございますけれども、一方、平成26年度の純損失といえますか、赤字の額は4億8,000万円というようなことで、平成25年度が4億1,000万円ということで、7,000万円ほど対前年度比較で増になっています。資金残高対事業収支比率、いわゆる資金の余裕度というんですけれども、5.27%と低く、資金がほとんど尽きた状況であると私は思うわけでございます。今後、経営健全化への具体的な取り組みについて答弁をお願いいたします。

3点目ですが、太陽光発電施設等への固定資産税の課税状況等について質問をいたしたいと思います。

太陽光発電施設は市内各所に設置されておりますし、水力発電も計画されております。これらの施設は固定資産税、いわゆる償却資産税の対象になるとは思いますが、どのように課税されるのか。また、現在の課税状況、法人・個人別に、その件数とございますか、その状況を教えていただきたいなど、このように思います。

一方、農地あるいは山林等に設置した場合、固定資産税評価は近隣の、あるいは農地、山林の評価額を参考にして決定することですが、私は太陽光発電用地として新たにといいますか、評価額を決めるべきではないかなど、このように思います。いかがでしょうか。

また、旧波賀町の山林地籍調査では、面積が減った場合は旧波賀町全域の地籍調

査の完了を待たずに、国の認証を受けた翌年の1月1日を基準として翌年度から新地籍で課税し、逆に面積が増えた場合は、波賀町全域の地籍調査が済んでから課税するとのことでした。

旧波賀町の地籍は、調査終了まで約12年ほどかかっておりまして、私はこの認証を受けた時点で、その都度新地籍等、あるいは地目変更等もあろうかと思えますけれども、課税すべきではないかなと、このように思いますが、いかがでしょうか。

しかも、税の公平面からも、面積の増の場合はさかのぼって課税する、あるいは逆の減の場合は還付すべきではないかなと、このように思いますが、いかがでしょうか。

最後、4点目ですが、林業振興で担い手の育成についてお尋ねをいたします。

前期基本計画（案）によると、林業従事者の確保と担い手の育成支援に努め、森林所有者等の森林整備に対する意欲の向上を図るとのことですが、素材生産量が平成26年度の現状で約8万立米余りであります。5年後の目標素材数値が10万4,000立米ということですが、この目標量をもっと高く設定すべきというんですが、あまりにも消極的ではないかなと、このように思いますが、いかがでしょうか。

また、兵庫林業大学校を本市に設置するとの記事が昨日の新聞に出ていましたが、その卒業生の技術・能力を生かす場を提供する、受け入れ、いわゆる雇用施設が必要であります。そのため、私はいつも申し上げていますが、団地化を推進し、森林経営計画を策定し、木材産業関係者、あるいは林業事業体、そして、また森林組合も含めた協力・連携をしながら、計画的に間伐等の施業に取り組み、宍粟材の活用にも努めることにより雇用の確保に繋がると思いますが、いかがでしょうか。

以上、大きく4点について答弁を求めまして、1回目の質問を終わります。

議長（秋田裕三君） 藤原正憲議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 創政会代表の藤原議員さんの御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

大きく4点いただいておりますが、私のほうからは太陽光発電以外の三つの質問について御答弁をさせていただきたいと、このように思えます。

まず、1点目の合併特例策の縮減状況と、行政サービスへの影響について、この御質問であります。合併特例策に関する国の緩和策としては、交付税の段階的縮減の中で、旧町の役場であったり、消防署の経費の縮減の緩和措置が、平成26年度から開始となりました。したがって、当初想定をしておりました状況より削減

幅は緩和されておる状況であります。

しかしながら、行政サービスへの影響につきましては、これまでどおりの事業を全て同じように行えるという状況は考えにくいところでありまして、実施手法の見直しであったり、事業の選択と集中により、より効率的で効果的な行政サービスを提供してまいりたいと考えております。

新年度予算につきましては、とりわけ人口減少その対策を最重要課題として捉え、「住み続けたい、住んでみたいまち」、「安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち」、そのようなまちを目指し、中でも若者の定住に向けて、地域の活性化であったり、あるいは雇用の創出、移住の促進、そういったものを重点戦略として取り組んでいきたいと、このように考えております。

2点目の病院事業の経営健全化、特に総合病院の状況であります。どういう取り組みを考えておるのかと、こういう御質問であります。経営改善には当然医師の確保が必要不可欠であります。御承知のとおりだとこのように思いますが、引き続き神戸大学をはじめ大学医局への先生の派遣要請を行うとともに、基幹型臨床研修病院としての臨床研修医でありますとか、県の養成医師の受け入れ、それらを積極的に行い、大学や県との連携をより密にしながら医師の確保に繋げていきたいとこのように考えております。

今日まで院長を中心に、また病院の事務長、さらにまた私も含めてそれぞれのところへ積極的にお願いに行ったり、要請活動をしておるところであります。いかんせん、なかなか現実には厳しいところではあります。徐々に医師の確保が少しずつ深まっているというんですか、そういう状況ができておるんじゃないかなと、こう思っております。さらにより強固にそのことは行動を起こしていきたいと、このように考えております。

また、奨学金の貸与であります。現在、それぞれ奨学金の貸与についてもいろいろと状況で希望されている方もありますが、引き続きよりPRも含めながら取り組んでいきたいと、このように考えております。

一方、費用につきましては、ジェネリック医薬品の採用率の拡大でありましたり、光熱水費の抑制であったり、診療材料の適正な管理や、医療機器購入価格の抑制方法等の検討を行いながら、費用面についても抑制に取り組んでいきたいと、このように考えております。

なおまた、平成28年度に策定を予定しております新公立病院改革プランの中で、経営健全化への具体的な取り組みを検討することとしておりますが、プランの策定

に先立ち、兵庫県において各医療圏域単位で地域医療構想策定に向けた検討が県において進められておる、こんな状況であります。こういった中で、西播磨圏域における病院の役割も現在検討される予定と、こう聞いておりまして、この検討結果をもとに、今後の病院機能であったり、役割であったり、それについても検討をしていくこととなると思っております。

まずは、市内で唯一の病院としての市民の現状に対する評価であったり、今後の医療に対する期待であったり要望について、十分現状把握して、分析して、その結果に基づいて今後対応していく必要があるだろうと、このように考えておりまして、今後外部意見を聴取することにつきましても検討していきたいと、このように考えております。

続いて、4点目の御質問を林業振興の関係であります。特に目標の素材生産量、あるいは県立の、仮称であります。林業大学校、その受け入れを含めると、こういう御質問であります。第2次総合計画をお示ししているところであります。前期の基本計画にある5年後の目標素材生産量については、県が調査し公表している林業統計書の数値をもとに、年間5%の増加を目標としておるところでありまして、この目標設定については、急峻な地形等で搬出が困難な事業地も多くあり、現在のところ適当な目標数値ではないかなと、このように考えております。

次に、県立、仮称の林業大学校の関係であります。今お話がありましたとおり、実は昨日、神戸で有識者会議がありました。新聞でも報道されたとおりでありまして、私もそこに唯一県内の中で、宍粟市がいち早く要望しておるということで、市長としての思いを述べてくれという機会を得まして、昨日夜、参加をさせていただきました。ちなみにその状況も踏まえながらであります。県は、一定、林業大学、仮称であります。その必要性としては、即戦力となる高度人材の確保、その育成が非常に急務やと、全国的にもそういったことが非常に必要とされておる。

したがって、森林整備や木材利用の即戦力となる林業を担う人材の確保・育成、これが一つの大きな目標。あわせ持って、今日の高度化しておる林業の機械化や、あるいは建築用の木材、あるいは木質バイオマス燃料木材という林業そのものの形態が、それこそ幅広い分野へ、あるいは多様化しておる、こういった状況にも、いわゆる高度の人材の育成が必要と。大きくこういう2点の中で林業大学校を設置していきたいと、こういうことでありまして、ただ、県内あるいは我がまちもそうでありまして、とにかく林業を取り巻く現状については、森林資源の成熟化、いわゆる伐期を迎えておる状況も踏まえながら、あるいは木材需要が徐々に増大しておる、

そういう状況、また、生産性の高い林業経営体の育成も必要になってくる。さらに、また、林業労働力の低下というんですか、あるいは減少、そういったもろもろの現状を踏まえた中での対応。

そういう中で、当然、これからの将来、森林あるいは林業という幅広い分野の中で、担い手の確保・育成が大きな課題となっておりまして、先ほど申し上げたような課題に、あるいは趣旨に沿った大学を設置していこうと、そういう観点の中で幅広い方々の有識者に集まっていただいて、より目的を明確にし、あるいはカリキュラムの検討、そういったことを踏まえた有識者会議が昨日から始まったところであります。

今後、今年度に紹介、開催をされるというふうに聞いておりまして、市長としての思いを伝えてくれということで、是非我が市に仮称であります、兵庫林業大学を設置をしていただいて、県内はもとより全国にそういった担い手の育成をして発信をしていきたいと、さらにまた、宍粟市にとっても地域創生の戦略の大きな柱として、まちづくりとして是非誘致をしていただきたいと、こんなことを訴えたきたところであります。

ちなみに、今考えられておりますのは、これからいよいよ具体的なプランがさらに煮詰まっていくところでありまして、林業という大きな幅広い意味での林業の専攻科とあわせもって研修科たるものを設置して、いわゆる2学年の専修大学と、こういった方向でこれから検討を加えていきたいと、こんなお話でありまして、いよいよ我がまちにとっては、大いなる期待をあるいは夢が膨らむところでありまして、今後その動向を注視しながら、この2月に県議会の中で最終的な場所決定という方向に至りたいと、こういうことでもありますので、いましばらく最終的なところについてはその動向を見守っていきたいと、こういうことを思っております。

特に、先ほどありましたように、今後、是非大学を我がまちにであります、誘致されて、さらに卒業生の雇用の確保、こういったことも大きな課題でありまして、ただ、宍粟市は、県下で唯一林業事業体が一番多いまちでありまして、さらに、また生産の素材数も県下一でありまして、あるいは公有林の保有面積も1番であります。そういう中で、今後、木材生産活動もよりそのことによって活発化してくるわけでありまして、さらに技術者の今日的な高齢化の課題であったり、そういったことにも、この大学というのは大いなる期待ができるんじゃないかなと、このように思っております。

今後においては、森林組合をはじめ木材産業事業者全般にわたりまして、より連

携を図りながら、次代を担う技術者を確保するとともに、森を守るという観点、森を育てるという観点もこの大学の機能に是非持っていただきたいと、こういう願いはしておるわけでありますが、今後大いなる期待ができるのではないかなど。あわせもって持続的な森林の整備を行うことで、より災害に強い森、こういうことにも繋がってくると思いますので、安全・安心な宍粟市、あるいは安全・安心な生活雇用、そういったことの確保に、このことは大いなる期待ができるのではないかと、このように考えておりました、是非今後とも議員の皆さんにも格別の御支援をいただきたい、このように思います。

ただ、今、中間報告で大変申しわけないことでありますが、そういった状況を報告しながら、回答とさせていただきたいと思います。

あと、担当部長のほうから答弁させていただきます。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 続きまして、私のほうから太陽光発電施設等への固定資産税の課税状況に関する御質問にお答えします。

まず、太陽光発電施設等への固定資産税の課税方法についてですが、個人や会社が太陽光パネルを設置して売電する場合には、設置した設備は家屋または償却資産として申告書により課税をします。

屋根素材がソーラーパネルとなっている場合には、家屋として評価、課税をします。

土地及び屋根に架台で設置するもので、法人または個人事業用であるものについてや、個人住宅用で10キロワット以上の場合については償却資産として課税をします。なお、個人家庭用で10キロワット未満につきましては、課税の対象外となります。

続きまして、現在の課税状況についてでございますが、家屋評価におけるソーラーパネルぶきの家屋と償却資産で申告された売電用の発電施設も課税資料を区別する必要がないために、分類把握をしていないのが今の現状でございます。

続きまして、太陽光発電用地として新たに評価額を定めるべきではという御質問についてでございますが、現在、造成のレベルに基づきまして評価・分類しながら近隣宅地比準の雑種地として評価して課税しているところでございます。この方法で大きな課題はないと現在のところは判断をさせていただいております。

続きまして、地籍調査に関しまして面積が増える場合も、国の認証を受けた段階でその都度新地籍で課税すべきでは。また、面積が増えた場合は、税を遡及し、減

った場合は、税の還付をすればどうかという御質問についてでございますが、新しい地籍が減る場合は、国の認証後に、増える場合については同一区域全域が完了するまで、従前の地籍で課税するという国の示す固定資産評価基準に基づいて、現在まで事業を進めてきた経緯もございます。今後も引き続きこの固定資産評価基準に基づいて事業を進めていきたいと、今のところ考えておる次第でございます。

以上で終わります。

議長（秋田裕三君） 3番、藤原正憲議員。

3番（藤原正憲君） それでは、再質問をさせていただきたいと思えます。

先ほど市長のほうから丁寧な説明といたしますが、あったわけでございますけども、これは島根県のある市ですけども、ちょうど宍粟市と同じぐらいの市なんですけども、そこへ視察へ行ったときには、何か財政調整基金の積立金も2億円ぐらいとか、あるいは下水の普及率も30何%、それから高齢化率も36%を超えているというようなことで、非常に本市から見ると、比較すると大変厳しい財政状況の市があったわけでございます。それから見ると、本市は大丈夫かなという気がするんですけども、ただ、先ほども緩和策があるということなんですけども、金額的にはいかなものかなということもありますし、交付税もこの国勢調査が今行われておりますけども、この人口減によって3億円、4億円の普通交付税が減になるというようなことがあるわけございまして、そのことを勘案しますと、この特例策が縮減することによって、行政サービスに与える影響が出てくるのは当然だと思えますけれども、ただ、年代間の公平というんですか、そういう面からもやはり急激な、いわゆる調整といたしますか、は避けるべきじゃないかなと。やっぱり5年、10年というようなスパンで考えていただきたいな、このように思うわけでございます。

そして、その財源としては財政調整基金、私は以前に財政調整基金ではなしに、特例策がなくなることのためだけに使える基金を積み立てるべきであるというようなことを一般質問したんですけど、いや、財政調整基金の中で対応するというようなことであつたんですけども、そういういわゆるサービスの低下についても市長の判断でその基金繰り入れがしてもらえるのかどうか、その辺いかがでしょうかね。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 先ほど市長からの答弁にもあつたんですけども、一本算定に伴います緩和策といたしますのが、やはり、平成の大合併によりまして、市町の面積等がかなり変わってきて、従来とは変わってきているところ。それと、人口密度等の見直し等、それを平成26年度以降の5年間で概ね見直していくという方

向が出ております。

この部分につきまして、やはり宍粟市も広大な面積を有しております、その支所に係る経費として、この間、ちょっと今見込んでいるところで概ね6億円から7億円程度は緩和されるのではないかとこのように考えております。

しかしながら、議員おっしゃいますとおり、これからの公共施設、老朽化が始まっております。この部分につきまして総合管理計画も立てていくわけなんですけども、やはり、通常のほかの類団の市町に比べてインフラの資産自体、上下水道、道後自体、かなりの資産を持っております。それと公共施設等もかなりの数がございまして、この部分を将来的な投資的な経費で賄っていくというのは、かなり財政的に厳しい部分がございます。

それと、先ほどもありましたように、国勢調査によります人口減少の部分、この部分の減額というのが、やはり大きな部分が生じてくると思います。そのために総合戦略によって、人口減少をとどめるといような施策を今後とっていかねばならないということがございます。

ですから、この部分につきまして、やはり財政調整基金、あるいは基金につきましては、やはり家計で言いますと貯金になります。いざというときのためにとっておくために、できるだけ多くあったほうがありがたい話でございます。

しかしながら、この部分について、やはり必要な部分の公共施設等いろんな施策で投入する場合もございまして、積み立てを崩す場合もあるんですけども、基本的にいろんな部分の事業につきましては、できたらその会計の中でできるだけ基金を崩さずに将来的にやっていきたいということが現在考えているところでございます。議長（秋田裕三君） 3番、藤原正憲議員。

3番（藤原正憲君） 急激なサービスの低下というのは、やはりその年代間の不公平といいますか、公平面からもやっぱり緩やかに調整をしていただきたいなと、これはお願いをしておきたいと思っております。

また、新年度予算については、いろいろ市長のほうからといいますか、所信があったわけでございますけども、ここまで決算審査等々、各委員会でもいろいろ指摘なり提言なりをさせていただいておると思っておりますので、その辺をきっちり対応と言いますか、受け入れていただいて、いい予算になりますように、特にお願いをしておきたいなと、このように思います。

次に、病院ですけどもこの病院でもちょっと二つの例を話しさせていただきたいもんですけども、病院経営ですけども、平成24年でしたか、京丹後市の丹後中央病

院、当時の市政会の会派研修で視察でお邪魔して、西島院長先生のいろいろお話を伺う機会があったわけでございますけども、その丹後中央病院は医療法人ですけども、要するに、病床数が大体220ぐらいだったと思います。宍粟市よりちょっと大きいかなという感じなんですけども、医業収益は約50億円、宍粟市の約1.4倍から1.5倍でありました。もちろん、黒字経営でございます。

この西島院長先生が赴任されたころには、まだ赤字だったんですけども、最近では黒字であるということでございます。この院長先生の申されるには、やはりドクターはもちろん、全ての職員がコスト意識を持ってきちり対応している、取り組んでいるということ。それから、その先生が赴任されたとき一番最初にやられたことは、いわゆる病院関係でもいろいろ委託料関係がものすごく出てくると思うんですけども、それを一から全部洗い出して、かなり批判、非難があったようでございますけども、きちり対応したと、そういうようなことも言われておりました。

もう一つは、千葉県の銚子市の例なんですけども、これも平成20年でしたか、市立病院がいわゆる赤字ということで、当時の市長が休止を決定して、リコールで市長さんはやめられたんですけども、その2年後に再開をされたということでございまして、ここでは公設民営方式、そして、医療社団法人の銚子市立病院再生機構、ここが指定管理者となって再開したと。まだ赤字は赤字なんですけども、少しずつ改善されていると、このように聞いておるわけでございます。

先ほども市長のほうからいろいろ答弁があって、確かにドクターの確保ということが最も必要、大事なことだと思うんですけども、果たしてそれだけで済むのかなというところで、ちょっと私疑問に思うわけなんです。

先ほど外来の患者が4,300人ほど増えたということなんですけれども、それに対する医療費、営業収益ですね、それが約9,500万円、1億円をちょっと切ったと思うんです。一方、費用のほうは1億3,000万円か4,000万円増えておまして、そのうちほとんどが人件費の増ということで、これは給料改定等もされまして、当然その関係はあるわけなんですけれども、やはり費用もかなり高くなっているんじゃないかなと、このように思うわけでございます。

このままの状態が赤字が増えていくということは、なかなか市民の皆さんにも理解が得にくいんじゃないかなと、このように思いまして、経営責任が市長にあるのか、院長先生にあるのか、それは別にして、もうちょっと具体的にこうしたいんだとか、こうするべきであるとか、何かもうちょっと改革プランとか何とか言われておりましたけれども、もうちょっと具体的なものの答弁をちょっといただきたいん

ですけども、いかがなものでしょうか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） より具体的など、こういうことではありますが、私自身の考え方も含めてであります。当然、経営責任は私であると、こう思っております。特に総合病院というのは市民の命と健康を守る中核病院として、これまでも開設をされておまして、先ほど申し上げたような課題があるわけではありますが、特に今日、医療点数の改定、あるいはそれらに伴って非常に経営環境が厳しいということもそのとおりでありまして、かつてはその利用財源も非常にあったときもあったわけではありますが、現状は年々、いわゆる実質の赤字が続いておると、こういう状況であります。

したがって、市民の期待というのは、大きくいろんなことがあるんですけど、特にやっぱり高度医療を含めた総合病院としての確立をしてほしいという、そういう期待があったり、場合によっては入院や、あるいは訪問看護の実施による安心した地域医療の確立、そういったことも求められておるんじゃないかなと。また、市民の期待に対する課題であります。専門医を含めた医師の確保、これは当然先ほども申し上げたとおりであります。特に常勤医師の不足が大きな課題でありまして、それによって収益性の問題が当然相まって出てくるんじゃないかなと、こう思っています。

特に具体的な問題ではありますが、るる委員会等でも多分お示ししておるんじゃないかなと思うんですが、病床利用率が非常に低迷しておると。特に近年70%以下が続いておる状況もあります。特に慢性的な病床利用率70%以下というのは、経営の効率化を図る指針でもあるというように伺っております。そこがある意味70%を下回っておる状況を大きな現状の課題としてあるのかなと、こう思っています。

また、医業の収益、費用、御存じのとおり、ざくっとですが、約38億円という費用があった場合についても、減価償却やいろんなことをすると、どうしてもかなりの赤字、不足が出ておる現状があるという、収益面から見るとそういうことがあると。また、あわせもって今日施設から在宅という方向が打ち出されて、国もそういう中で地域包括ケアシステムの実現に向けて、特に退院後の訪問看護体制、こういったことも大きな必要性として捉えておる、こういったことから具体的な課題があるんじゃないかなと。そういうことももろもろしますと、やはり中長期的なビジョンをしっかりとつくと、これからの総合病院としての役割は担えないんじゃないかなと、正直思っています。

そこで、私としては総合病院の役割の明確化を図る必要があるかなと、一つは。それからもう一つは、宍粟市における中核病院としての、どう言うんですか、具体的事項の整理というんですか、特に、採算、不採算ではないんですが、そこらあたりもしっかりメスを入れていく必要があるのではないかなと、こう考えております。

また、訪問看護ステーション等々も踏まえながら、今後、業務の充実も図っていかないかんとこう考えておりまして、そういう面のいわゆる経営の、先ほど申し上げた現状分析をして、さらに外部意見を聞く中で、今後のありようを探っていきたいと、このように思っております、ちょっと抽象的ではありますが、そういう方向が大事じゃないかなと、このように考えています。

議長（秋田裕三君） 3番、藤原正憲議員。

3番（藤原正憲君） 先ほども外部の意見も聴取するというような言葉がありましたけども、やっぱりそういう目でしっかりと対応といいますか、していただかないと、この病院がもし銚子市みたいなことになると、大変なことになると思うんで、きっちりその辺取り組んでいただきたいなと、このように思うわけでございます。

先ほどちょっと事務長のほうから何か西播磨圏域の事務長会議があるというようなことがあったわけですがけれども、その席でそういう病院経営についてとか、そういうような事務的なといいますか、そういう話はないんでしょうかね。

議長（秋田裕三君） 花本総合病院事務部長。

総合病院事務部長（花本 孝君） 西播磨管内の宍粟総合病院を含む5病院での事務長会というものを組織しておりまして、2回定例的な会議を持っております。その中でこういった各病院とも非常に経営には苦しい状況を持っております。そういった中で各事務長が共通認識をしながら改善策を探っているところでございますけども、一つの今案といたしましては、先ほど議員おっしゃいました黒字に転じた病院等から、一度講師といいますか、そういった形で来ていただいて、一度研修会の実施をしてはどうかというような案がそのメンバーの中からは今出ている状況でございます。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 3番、藤原正憲議員。

3番（藤原正憲君） 通告しております順番で、その太陽光の関係の税金の話といえますか、質問をさせていただきたいと思えます。

現在、本市はいわゆる広島会社というか、業者と契約をいたしまして、公共施設あるいは公共用地を貸し付けして、いわゆるソーラーを設置しております。

これが見込みということで、20年間で2,900万円ぐらいな償却資産税が入るのかなというような報告を受けておるわけでございますけども、私は先ほど太陽光の場合には、10キロ以上は対象になるとか、10キロいいますと、多分投資というのか、設置料というんですか、300万円、400万円要るのかなと思ったりするんですけども、私が認識しているんは、償却資産の対象になるんは構築物、あるいは機械装置ということで150万円、こういった場合に課税になる。ただ、この太陽光なんかは国が奨励しておるということで、課税した分の3分の1とか3分の2は軽減措置があるやに聞いとんですけども、その先ほど部長が言われたキロで押えるんやなしに、私は単価、単価というんか、その額で押えるんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうかね。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 一応課税の部分については額ではなく、そういったキロワット、要は発電の能力のところ、先ほど10キロワットがどれぐらいかというふうな御質問もありましたけども、宍粟市で太陽光は各家庭の補助のほうをさせてもらっております。そちらのほうも詳しい数はちょっと把握していないんですけども、400余りほど今まで補助はしてきたわけなんですけども、その中で10キロワットを超えている件数が5件ほどというようなことで、ほとんどが一般家庭については10キロ未満ということで、課税の対象からは外れるような状況になります。

ただ、それが産業用に使われる、工場用に使われるということになれば、それはまた話が別になってきます。課税の対象になってきます。

議長（秋田裕三君） 3番、藤原正憲議員。

3番（藤原正憲君） 先ほど件数がとか課税状況がどうのこうの言われましたけども、私、毎年税務が調査する概要調書の中に償却資産に関する調べが確かあって、それを見ると、宍粟市やったら、私はそれを見たわけじゃないんですけど、大体宍粟市規模やったら、そのソーラーも入れてですけども、31億円ぐらいな評価額ですね、決定価格があるんじゃないかなと、このように思うわけなんですけども、それは答弁はよろしいですけども。

先ほど太陽光発電用地は雑種地であると、それは宅地や山林や山に属さないものは雑種地になるんですけども、例えば、山に別荘等を建築された場合には宅地並みの課税になるということでもありますので、やはり、太陽光についても雑種地の中のといいですか、評価額があってもいいんじゃないかなと思うんです。

というのは、山やったら私の山の評価額で参考までに、平米大体40円前後の評価

なんです。それから、農地は私の斉木の下近所で大体4倍の150円、160円、宅地は平米7,000円、8,000円というようなことがあって、その並みで見たら全然また違うんで、やっぱりある程度それだけの評価をすべきではないのかなと、このように思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 雑種地で評価のほうはさせていただいたんですけども、農地とか実際に山林で評価ということになりますと、その太陽光の施設を設置して撤去したときに、山林ですぐ使えるというような状況であれば、そういうふうなことになるかとは思いますが、実際、現実には太陽光の基礎を山林に埋め込むとか、場合によっては切り土、盛り土をしていくというようなことになりまして、宅地に比準した雑種地というようなことで、山林からの比準ということはやっていないのが実情です。

農地の場合につきましても、やはり宅地からの比準というような格好で、農地からの比準というのはしていないのが現状です。

議長（秋田裕三君） 3番、藤原正憲議員。

3番（藤原正憲君） 先ほども国のいわゆる基準とか何かで、地籍調査の関係ですけども、何かその納税者に有利というのか、と思うんですけど、やっぱりそのできた成果品が決定した時点で課税すべきじゃないかなと、私はこのように常々思っているんですけども、ただ、これは通告していませんけども、平成26年度決算で過誤納金の還付というのが23節ですけども1,900万円余り、今年、平成27年度も補正も入れまして1,600万円余りというような過誤納による還付金が出ているわけございまして、これ私以前に質問したことがあるんですけども、私はこれほとんど個人市県民税、あるいは法人市民税等々の確定といいますか、精算・修正による還付が主なんだろうなという思いであったんですけども、それもかなりあるんですけども、そうじゃなくていわゆる固定資産の過誤納の還付、これは固定資産の場合、一旦課税しますと、次、所有権移転なり、あるいはなんかするときまで気がつかんと言いたらいけませんけども、ずっと長い間気がつくのが遅れると、そういう関係で本税もしかり、そうですけども、還付加算金ですか、いわゆる利子に相当する分もかなりの金額になっておりまして、それも入れますと大体半分近いものがその加算金になっているということでございまして、やっぱりそれだけ間違いがあるということは、逆に課税漏れもあるんじゃないかな、そういう思いがするわけございまして、今も土地台帳とかそういうのがあるんかどうかわかりませんが、1回きっかりと

いいですか、チェックをかけていただきたいな、このように思うわけでございます。

それと、もう一つは、その税金が例えば延滞料も若干100万円、200万円入っているんですけど、1,900万円、1,900万円という市税が入った場合に、その交付税の基準財政需要額には1,900万円の75%が算定されると。75をかけると1,400、1,500万円ですか、その分が交付税が減っておると思うんです。だから、その分を間違っていたと返すわけですから、そういった場合に、今度その返した1,900万円というのは基準財政需要額に算定されるのかどうか、もしそれが算定されないのであれば、3,000万円、4,000万円近い一般財源がほんまに無駄にといいいますか、誰の責任になるのか知りませんが、無駄に使われていると、このように思うんですけども、その辺ちょっと、これは中村企画総務部長にお答えしてもらったらいいのかなと思うんですけども。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 税法の関係、それから地方交付税の関係につきましては、今御指摘があったとおり、例えば誤課税の場合、還付いたします。それは今、市になりましたんで、2年に一度の交付税検査で基礎数値が変わりますんで、その場合は需要額じゃなしに、錯誤ということで、錯誤措置額ということで精算をするようになっております。ただし、税法の規定によって5年間とか、そういう規定はございますが、錯誤として修正はされます。

議長（秋田裕三君） 3番、藤原正憲議員。

3番（藤原正憲君） ありがとうございます。

それでは、4点目の林業の振興の関係ですけども、先ほども市長のほうからいろいろ説明がありました。これは本当に市長をはじめ当局の御努力の結果であろうと、このように思うわけでございます。

ただ、やはり、これ新聞によりますと、20名程度の生徒さんというんですか、受け入れをするというようなことでありまして、私は冒頭にも言いましたように、やはり、この20名のうちの半分でも宍粟市に残っていただきたい、あるいは、場合によっては宍粟市に採用していただきたい。山崎の森林環境科学科ですか、それも山高のそれも含め、そういうことを特に雇用といいいますか、別枠といいいますか、別枠と言ったら言葉は悪いんですけども、そういう対応も必要かなと思います。

それで、再度お願いするわけなんですけども、やはり、この受け入れ体制、平成29年に開校予定になっておるんですけども、この受け入れ体制、雇用の場を確保すると、言葉ではなやすいんですけども、きっちりその辺を木材関係者あるいは林業

事業体、森林組合が連携しながらと、そのためにやっぱり宍粟市長として、宍粟市としてやっぱりリーダーシップをとって、時には市の持ち出しといいますか、単独の補助も私は出してもいいと思うんですよ。森林の公益性やら、そんなことを判断したら、90%という山にすばらしい資源が残っておりまして、以前にも質問しましたけれども、宍粟市の市有林で4,000ヘクタールある中で、毎年5万立米余りの体積といいますか、成長しておるといような状況を見ますと、この宍粟市内だけで20万立米使っていて、その半分以下しかよう提供しとらんといようなこと、それをその倍の20万提供できるように、その体制がやっぱりするべきではないかなあ。だから、それは業者がしたらいいんだよというのではなしに、やはりその辺は公益性を考えて、市のほうからもリーダーシップをとるなり、時には補助金を出すなり、そういうことが必要と思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） ただいま12時であります。このまましばらく会議を続けます。

福元市長。

市長（福元晶三君） この仮称の林業大学の設置についても林業事業体のそれぞれの市内の代表の皆さんに寄っていただいて、いろいろ御意見をお伺いしております。林業体の皆さんも大いに期待をなされております。

特に、林業の即戦力になる人材が育成されるとか、あるいはリーダーを育成、そういう意味では、非常に事業体も期待をしておると。いわゆる現状では非常に人材不足の中で、そういう意味で期待している。そういう意味では、先ほどおっしゃったように、市もそれなりの役割を演じて、また私自身もリーダーシップを発揮しながら、市内のそういう活性化に繋げていく必要があるだろうと、こう考えております。

それと、もう一つ、この大学の私自身は昨日もお願いしたんですが、期待しているのは、いわゆる地域に貢献する人材というんですか、いわゆる森林の持つ多面的な機能、こういったものをどう次世代に繋げていくかという人材を育成してほしいと。そういう意味では、2カ年のカリキュラムなんです。何とか4年制大学に繋げるようなそういうカリキュラムを取り入れながら、大学の機能としてあわせてほしいと、こんなお願いもしております。ただ、これは今からの議論の中でどういう方向が出るかわかりませんが、そういう意味では、我がまちにとっては、これから将来に向けて、場合によりまして、そこを出た学生がある意味、市のそういう林業の専門の部署に入るとか、あるいは県下のそういうそれぞれの役所に入った

り、県に入ったりと、こういうように繋がれば、なおいいのかなと、こう思っております。今おっしゃったことを踏まえて、鋭意努力していきたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 3番、藤原正憲議員。

3番（藤原正憲君） ありがとうございます。私は、常々申しとんですけれども、林業の再生なくして宍粟市は元気になれないということを申し上げまして、これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（秋田裕三君） これで、創政会、藤原正憲議員の代表質問を終わります。

午後1時10分まで休憩といたします。

暫時休憩。

午後 0時03分休憩

---

午後 1時10分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、公明市民の会の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 10番、西本でございます。議長の許可をいただきましたので、公明市民の会を代表して3項目について質問をさせていただきます。

最初に、森林セラピー事業に関して質問をさせていただきます。

本市は、来年のグランドオープンに向けて、さまざまな準備が進んでいると思います。この事業の効果が最大限に発揮され、多くの人に宍粟市を訪れていただけることを期待するものであります。

先日、鳥取県智頭町の森林セラピー事業を視察させていただきました。本市もさまざまな計画段階であると思いますが、大きく二つの点について確認をさせていただきます。

一つ目は、民泊制度の導入であります。人々の心を癒すセラピー事業の中で民泊家庭での家族との触れ合いや地元でとれた四季折々の新鮮な食材でのもてなしは、癒し効果が満点であります。さらに、民泊家庭にとっても、訪れた人にどのように心地よく過ごしてもらうかを工夫することによってやりがい生まれ、また、地域の活性化にも繋がると考えております。

二つ目は、企業とのタイアップ問題であります。都会で働く人たちを「リフレッシュ研修」として受け入れる制度であります。人は誰しも生きることや仕事、人

間関係に幾らかのストレスを感じるものです。それが大変になる瞬間がございます。そんなときリフレッシュするための時間が必要でございます。そこで、以下のことを伺います。

一つ目は、民泊制度を取り入れる計画はあるのか。

二つ目は、企業とのタイアップ事業の展開は考えているのか。

三つ目は、宍粟市独自のセラピー事業のメニューはあるか。

四つ目は、この事業も外に打って出る営業力・PR力が必要と考える。誰がどのように担うのか、伺います。

次に、自転車障害賠償保険の加入について伺います。

兵庫県によれば、県内で発生した自転車関係の事故は、この10年では減少傾向にある。しかし、自転車と歩行者事故に限れば2倍に増えているとのことでございます。近年では、自転車事故の加害者に対して高額な賠償金の支払いを命ずる判決が少なくないと言います。2013年には、小学生が自転車で坂を下っている際、はねられた女性が寝たきりになった事故をめぐって、神戸地裁は小学生の母親に約9,500万円の賠償金を命ずるといった例があったと言います。

このような事故を踏まえ、兵庫県は自転車利用者に損害賠償保険の加入を義務づける全国初の条例を本年10月から施行いたしました。未加入でも罰則はありませんが、条例を受け、県には11月1日現在で6万3,000件の加入があったということです。

自転車利用者の調査では、7割の人がひやとした経験があると回答をしております。特に、宍粟市では、自転車利用の多い小学生、中学生、高校生や高齢者に対して、自転車の損害賠償保険の加入を推進すべきであります。

そこで伺います。

一つ目は、当市の自転車利用者はおよそ何人くらいでしょうか。

二つ目は、この県の自転車損害賠償保険の問い合わせ・加入窓口はどこでしょうか。

そして、3番目は、その県の自転車賠償損害保険の当市の加入状況はどうでしょうか。

四つ目として、市としての周知・広報活動について伺います。

次に、本年の6月17日、国会において選挙権年齢が18歳以上となる改正選挙法が成立いたしました。今回の改正を受けて、18歳以上の人投票できるようになり、国では新たに18歳、19歳の約240万人が有権者になるとのことでございます。日本

の選挙権年齢が変更されるのは70年ぶりとなり、まさに歴史的な改正法となりました。しかし、世界の選挙権年齢は18歳選挙権が8割以上を占めております。

選挙権年齢引き下げの背景には、少子高齢化のうねりの中にあって、地域や社会に対する若者の意見や関心を高めるとともに、若者の声を政策決定の現場に反映させようとする意図があります。

一方で、この法律の附則には、買収などの重大な選挙犯罪にかかわった場合は、少年法の特例措置法として成人と同様に処罰されると明記されております。

18歳以上となれば、高校生の一部も有権者になります。このたび18歳選挙権の実現で、国や地域の問題を主体的に考え、行動するためにある主権者教育が中立を保ちながら実施され、若者の政治への関心が高まることを期待しております。

実際には、来年夏に行われる予定の参議院選挙から実施される予定でございます。そこで伺います。

一つ、宍粟市の新有権者は何人ぐらいになるのでしょうか。参考に現在の17歳・18歳人口でも結構でもございます。

二つ目、18歳選挙権成立に伴い、新有権者に対して啓発・周知が必要だと考えます。どのように考えておられますか。

三つ目、一般的に今回の対象者で多くの大学生は住民票を移していないケースが多い、不在者投票が必要と考えますが、その仕組みを親子ともども熟知して投票に結びつける必要があると考えます。具体策はどのように考えていますか。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（秋田裕三君） 西本 諭議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 公明市民の会代表の西本議員の御質問3点いただいておりますが、そのうちの森林セラピー事業に関して、私のほうから御答弁を申し上げたいと思います。

まず、1点目の民泊についてであります。現在認定を受けている二つのセラピーロード周辺には、楓香荘あるいはフォレストステーション波賀、あるいは伊沢の里など公的な施設や民間の宿泊施設が点在することから、当面はこれらの施設を活用していきたいと、このように考えております。

2点目の企業とのタイアップであります。安全衛生法の改正により、50名以上の企業にストレスチェックが義務づけられ、ストレス対策への企業側の関心も高まっております。ストレス軽減効果の認められた宍粟市の森林セラピー

は、企業にとっても有効であると、このように考えております。今後は、京阪神や都市部の企業を中心にタイアップを展開していきたいとこのように考えております。

3点目に、宍粟市独自のメニューについてであります。宍粟市の森林セラピーでは、利用者に対して、森林の持つ感覚的なリラクゼーション効果だけでなく、データに基づくストレス度チェックを実施することとしております。

さらに、データは過去7回まで確認することができるため、参加者は、ストレス状態の推移を確認することができ、そのことによってリピーターの確保にも繋がってくるだろうと、このように思っております。そういう特徴があるのではないかなと思っております。

最後に、4点目の営業・PRについてであります。私自身もこの認定を受けた後、いろんな会合に出ているところでありますが、特に、県下で初めてということもあり、市長会におきまして、会長の現芦屋市長、あるいは他の市長へもいろいろ呼びかけたり、PRを努めております。

今後、会長のほうにもお願いして、市長会の議論としての場を、提案の場を設けていただきたいということも既にお願いをしております。先ほど申し上げたそういうストレス度の問題等々について、協力を仰いでいきたいと、このようなことも考えております。

また、西播磨の商工会の連合会でありますとか、あるいは経営者協会等々とお話しする機会もありまして、こういったことを宍粟市としても取り組んでおると、是非企業のほうにも呼びかけていただきたいと、こんなお願いもしております。

今後においても、直接企業のほうにもどんどん働きかけが必要だとも考えております。さらにPRを積極的に先頭になって呼びかけていきたいと、このように考えております。

さらに、直接かかわっていただいている地域おこし協力隊も企業のほうに直接出向いてPRをしていくような調整も現在しているところであります。

また、観光協会における独自のツーリズムプランとして、PRを進めていただきたいと、こんなふうにもお願いして、一緒になってそういった努力をしていきたいと、このように考えております。

具体の例としましては、年明けの3月には、神戸市内において主に企業を対象としたシンポジウムを予定しており、県内初の森林セラピーとして、宍粟市のセラピーをさらに強力にPRをしていきたい、そんな予定を考えております。

あと2点については、担当部長のほうからお答えをさせていただきます。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 失礼します。私のほうから選挙管理委員会の事務局としてお答えさせていただきます。

まず、1点目の18歳、19歳の新たな選挙人の数でございます。例えば、来年の7月に予定されております参議院議員の通常選挙におきまして、仮に7月1日が選挙時登録の日となった場合、現時点の住民基本台帳に基づく人数で言いますと、概ね818名を見込んでおります。

2点目なんですけども、新有権者に対します啓発・周知が必要ではないかということでございます。

この部分につきましては、前回の選挙管理委員会のほうでも定時登録のときに委員さんのほうで協議をいただいております。この部分につきましては、やはり議員御指摘のとおり、主権者教育の推進、それと高校生に対する啓発、それと高校生以外の新有権者に対する啓発ということで協議をいただいております。

主権者教育につきましては、やはり政治への関心を持っていただく、それと、公正・公平な投票活動及び選挙活動のことについて、やはり新たに教育が必要やということで、県の選挙管理委員会のほうからも副教材として各高校のほうへ配られております。それによりまして、政策の討論会とか、あるいは模擬の投票とか、あるいは模擬の議会というようなことで、いろいろとその部分については取り組みを進められております。これにつきましても、やはり県の選管、あるいは高等学校のほうと連携しまして、適切な啓発あるいは周知に努めていきたいと考えております。

あと1点は、新たな有権者、高校生以外の部分につきましても、やはりその制度の内容等を周知・啓発する必要がございます。この部分につきましては、広報あるいはしーたん通信、しそうチャンネル等で市内の場合は啓発を行いたいと考えております。

それと、若者は、やはりホームページとか、そういうインターネットを通じての情報の取得の機会が多いと考えておりますので、その部分に有効に活用して推進していきたいと考えております。

3点目の不在者投票につきましては、制度としては現在の制度と変わってはおりません。住民票のある部分の市役所選挙管理委員会のほうへ投票用紙の請求をいただいて、それで所在地の市役所選挙管理委員会のほうへ行っていただいて、投票していただくという制度でございます。この部分につきましても、やはり現在のとこ

るもホームページ等で常時掲載をして啓発はしておるんですけども、この部分についても家族の方からも呼びかけも含めまして、できるだけ投票行動に結びつくように啓発を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 私のほうからは、自転車賠償保険の関係の御質問に答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、当市の自転車の利用者数でございますけども、これにつきましては、正確な数値の把握というのは非常に難しいというふうに思っております。今から申し上げますのは、自転車の防犯登録、これの台数について数値を申し上げたいと思っております。現状、宍粟市の防犯登録台数につきましては7,600台余り、これが登録をされております。

しかしながら、7年という登録期間がございますが、その間に廃棄をするということもございますので、確実な数値という部分についてはなかなか申し上げにくいのかなと、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、損害賠償保険の問い合わせ、あるいは加入の窓口ということでございますが、今回、県のほうで条例施行にあわせた交通安全協会のほうが「ひょうごのけんみん自転車保険」、これを創設しております。この保険につきましては、直接協会のほうへ申し込んでいただく仕組みになっておりますので、私どものほうはそれの仲介といえますか、申込書の配布、そういったものを担っております。

この保険の内容に対する説明につきましては、市役所でも、あるいは自家用自動車協会、そちらのほうでも対応しておりますので、こちらのほうの問い合わせというものについては、窓口のほうにもお越しになっている状況でございます。

三つ目の県の「ひょうごのけんみん自動車保険」の加入状況でございますが、11月の15日現在で474名の方が加入をされております。正確には世帯ということになりますが、474世帯の方が加入をされているということになります。

ただ、この自転車の保険につきましては、民間の保険会社、自動車保険の中での特約というものもございますので、全てがこの「ひょうごのけんみん自転車保険」に加入されるということではございませんので、全体の加入状況というものについては把握し切れないというのが現状でございます。

そして、最後に、市としての周知・広報活動の件でございますが、この施行にあわせまして、市でも広報誌あるいは広報誌にあわせたチラシの配布、さらには、し

ーたん通信でも周知等を行っております。

それに加えまして、実施をしております交通安全教室の中でも啓発に努めておりますし、小中学生の保護者に対しては「ひょうごのけんみん自転車保険」の加入のチラシ、入会の御案内という申込書が併設されたリーフレットも配布をしております。

今後とも、市民の皆さんについては、御指摘がありましたように、高額な賠償責任が生じる恐れがあるということでの今後の啓発にも努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） ありがとうございます。

まず、森林セラピーの話でございますけれども、まずは、民泊の件でございます。市は予定していないということでありましたけれども、当然、既存の施設とのかかわり合いとか、そういうのがございますので、大変かとは思いますが。ただ、私も智頭町の森林セラピーを視察させていただきまして、やっぱり森林セラピーは森林のそういう豊かなエネルギーをリフレッシュして帰っていくということも必要ですけれども、地元の人と触れ合ったり、またいろんなことをすることによっても、また効果が出てくるというお話がございましたし、そう思います。

やっぱり、セラピーで訪れる方、そら、例えば公共の宿泊施設もありますけれども、やっぱり人と触れ合って、また民泊の家庭の方が丹精込めて育てた野菜とか、またいろんなものを提供して喜んでいただく、そういう心遣いといいますか、そういうものが本当にセラピーの効果を増していくと、そんなように考えております。

と同時に、先ほど言いましたけれども、また民泊を受ける方の立場としましては、どんなふうにもてなしをしようか、どんなふう喜んでいただくかという思いで宿泊客を泊めていくという思いがございますので、当然、県への宿泊の届け出とか、簡易宿泊の届け出とか必要ですけども、これやっぱり、民泊も含めて、これから今後考えていくべきじゃないかと、セラピーの効果を最大限に発揮するためにはね。と同時に、地域の方の活性化にも繋がるという思いがあります。したがって、是非民泊を頭に入れたものを考えていただければと思うんですけれども、どなたか、では、産業部長お願いします。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 御指摘のように民泊という手段もあるということは十分

承知しておりますけども、今のところは、先ほど市長が答弁したような次第で、既存の施設を利用したのセラピーの展開を考えております。

ただ、今現在、国のほうにおきまして、この民泊制度のあり方について、昨日も厚生労働省のほうから民泊は簡易宿所という扱いですということ、そういう調整を今から始めるという形が出ております。ただ、法改正ということになれば、時間がかかるので、もう少し簡略化できないかということも検討されるようでございます。

そういうふうな中で、当然、市としまして、そういう有償で人を泊めるということにつきましては、これは法の規定に触れるということでございますので、県のほうへ許可制度、許可をもらわんとあかんということになります。そういうことの順序も踏まえまして、当然、地域の中であります資源を活用して、地元の方、またそれぞれ家屋等を持っておられる方が、こういう民泊制度をとりたいということになれば、それに対しての支援制度等についても既存で活用できるものがあればさせていただいて、地域の盛り上がり支援させていただきたいと、そのように考えております。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 県への許可の申し出ということですけども、智頭町ではその当時は2週間ぐらいで許可がありましたということで、今40件近くの民泊をやられているんですけどね。この宿泊料金が、例えば既存の施設と比べて全然値段が違います。民泊というのは、例えば御飯の用意を一緒にするとか、そういう作業も含めた形で、本当に泊まって、はい終わりというわけではなくて、そういう語らいや作業を手伝いながら、いろんな話をしていくという、また趣が違いますのでね。もちろん、既存施設との競合になるわけですけども、これはやっぱり競争原理も働かせて、各既存の施設も努力していただいて、どうやったらたくさん泊まっていたかということにも繋げていければ、相乗効果でいいんじゃないかなということでございます。

是非、これ、部長、この民泊事業を考えながら、ちょっと計画をまた考えていただけることはできますか。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 失礼します。智頭町につきましては、当然、この民泊について進んでいるということは十分理解しております。ただ、この旅館業法の下には、それぞれの県において旅館業法に係る施設の構造、設備の基準等を定める条例というのがございます。非常に兵庫県の場合は厳格な形になっておりまして、今現

在、そこをクリアするのが非常に難しいということで、なかなか進んでいない状況でございます。ただ、豊岡等においては、特区の中で進めているというふうなこともございます。

今後、当然、先ほど申し上げましたように、国の動きが変われば、また出てくると思いますので、そこら辺も研究しながら進めていきたいと、そのように考えております。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 是非、そういう形でよろしくお願いします。

それから、企業とタイアップの件は、市長も今答えていただいたんであれですけども、やっぱり企業をリフレッシュ研修と呼んでくるということは、非常に大変な作業だと思います。それでは医学的な見地も必要でしょうし、いろんな条件がかかわってきますんでね。

ただ、これはやっぱり、これこそ既存のちょっと大きな施設とか、今ある施設で5人、10人、民泊でやったら3人、4人ですからね。5人、10人を泊めていただいでできるような形が生まれてくると思うんです。これは将来的にやっぱりやっていかなければならないというふうに考えております。

それと、先ほど市長のお答えの中から、宍粟らしいセラピー事業はありますかということをお聞きした段階では、特に宍粟らしいということはなかったんですが、やっぱり基地が60基地あるというふうに聞いています、全国でね。その中で、やっぱり宍粟のよさを表に出していけるものを探しながら、やっぱりこれやっていかないと、なかなか厳しいなと。まちづくり協力隊の方も本当に一生懸命やってもらっていますけども、やっぱりそういう宍粟らしさ、宍粟に行ったらこうなんだよと語れるような、そういうものも探しながら、是非計画を進めていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 今、端的に市長のほうからストレスチェックという形を出させていただきましたけども、そのほかに、今現在関係の事業者と連携をとって、地域の食材を使った料理も研究しております。これは薬膳料理という形の切り口でやっておりまして、地域の中の効能のあるものを使ってすると、その中で、宍粟へ来れば宍粟の地のものを使って、こういう効果があるんだよということも出すように、今現在、鋭意努力しているような次第でございます。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 今からいろいろ研究していただいて、そういう方向性を出していただきたいと思います。

一つは、PRのことなんですけども、市長自らいろいろやっていたらいるという話も聞きましたし、今、まちづくり協力隊とかということも聞きましたけども、やっぱり智頭町におきましては、2人か3人、実際2人ぐらいでやっているそうなんですけど、その営業というか、外を回っている人はほとんど席にはついていないと、ほとんどいないという活動をずっと続けられておりますんで、やっぱりセラピー事業を始めました、インターネット等そんなんで営業することも大切ですが、やっぱり1件1件回っていただいて宣伝をしていただく、市長はもちろんですけどね、部長としてもまたそういう努力を重ねていただきたいと思います。でないと、本当につくったが、あまり効果がなかったということになってしまいますとまずいのでね。部長いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） その点につきましては十分承知しておりまして、とりわけ私どものほうには、先ほど市長のほうで申し上げましたように、地域おこし協力隊が2人ございます。その中で、今現在、モニターツアーということで企業の方、また旅行会社等とタイアップしてしております。そういう形でその方々も冬になれば積雪ということもありますので、そういうときにやはり実際こういうところがいいんですよということをして市の職員も一緒になってPRを進めていきたいと、そのように考えております。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） そういう意味で、このセラピー事業を固めるためには、たくさんの方の力をやらなきゃだめだと思っておりますけども、とにかくそういう意味でセラピー事業がこの宍粟市を盛り上げるような、そういう事業になるように努力していただきたいと思いますということ、私たちもまた頑張っていりますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、次、自転車の損害保険でございますけれども、これは申し上げたとおりでございます。今でも高校生は、特に見かけるのはスマホをいじりながら自転車に乗ったりとか、イヤホンを聞きながら乗ったりとかということはございますんで、特にね。中学生でも本来ヘルメットをして乗るんですけども、ヘルメットを持っているんですけど、かぶっていないという方もたまに見受けられます。そういう意味で、いつ何時事故が起こってもおかしくないということだと思います。

それで、それが他人を傷つけることになると、賠償責任がかかってきますんで、これは県がそういう先ほど述べましたような事例をもとに、創設した県独自のことで、こういう申込書を御覧になった方もね、年間掛金1,000円で5,000万円の、プランは大きく三つありますけれども、5,000万円補助される。年間2,000円だと1億円。3,000円だと1億円プラスいろんな補償がまたプラスされるというふうな、こういう県の保険がございます。1年間1,000円で5,000万円のその補償が、もし何かあったときに得られるということで、入ることによって大変安心できると思うんです。

特に、未成年者は保護者が入るわけですがけれども、自転車を使っているような事業所もたまにはあるんです。そういう方も入る制度になっています。義務になっています。それから、レンタサイクルというそういう方も入るようになっています。自動車の小売業者は、これは賠償保険の加入の有無を確認するようになっていまして、入っている入っていないがわかりましたら、こういうのがありますよと、告知するようになって、そういうふうな県の話が出ておりますのでね、そういう乗ってる人、レンタルする人、さまざまな人がかかわってくることで、是非これは周知徹底していただいて、たくさんの加入者で安心な自転車に乗っていただけるような、そういうことにしていきたいと思うんですけれども。まちづくり部長ですか、はい。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 御指摘のとおり、今この制度が始まって間がないということがございます。市民の皆さんもどうということだという問い合わせ、今日も午前中もかかっていたようです。我々の職場のほうにその問い合わせも非常に多いというところがございます。

関心もあるというふうに思いますが、なかなか制度の内容が十分に周知できていないのかなという反省もしながら、今後はいろんな方面に向けての情報の発信、そういったところに努めていきたいというふうに思います。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 私自身もこの情報の発信という意味で、是非1歩でも2歩でも前へ進めばなという思いで質問をしていますので、是非そういう形でよろしくお願ひしたいと思います。

では、最後に、18歳選挙権の問題でございますけれども、神戸新聞に17歳、18歳の方たちにアンケートをとったら、65%は投票に行くというアンケートがあったと

いう新聞に載っていましたが、そういう形で非常に関心が高かったということ  
でございます。

先ほど言われましたけど、高校には副読本で9月以降に高校に配付されて学習し  
ているということをお聞きしているんですけども、もし、各高校で副読本で学習さ  
れたということが把握されていれば教えてほしいんですけど。中村部長。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 今、議員おっしゃったとおり、高校のほうには副教  
材として配付をされて、それで先生の指導の部分の資料も行っております。その部  
分で授業はされているかどうかは、ちょっとまだ確認はできておりません。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） この18歳選挙権というのは歴史的な改革であって、若い人  
たちができるだけ政治に参加できるようにという思いがございますので、特に高校  
生については、非常に難しい部分がございますけれども、そういうさっき主権者教  
育が公正にされて、本当に正しい選挙知識で投票していただけるようにやってい  
たきたいと思えます。

私が言いたかったのは、18歳から選挙権が出たわけですけども、できるわけ  
ですけども、重大な犯罪的な選挙違反については、18歳ですけども、要するに二  
十歳以上の方と同じように罰則を受けるということになっていきますので、もし高校  
生やそれ以外の18歳、19歳の人が、そういう人生について知らないことによって汚  
点を残すようなことがあってはまずいという考えがありまして、是非周知徹底して  
いただきたい。選挙権はもらうけども、やるべきことと、やってはいけないことが  
あるんだよと、そういうことを認識していただくようにしなければならないという  
ふうに思っています。

大学生なんかですと、特に就職でもそうですけども、4月前後にいろいろ住居が  
変わるということで、周知徹底が難しいんじゃないかということのをさっき質問しま  
したけれどもね、何とか期日前投票なり、いろんな形で不在者投票なりを駆使して、  
この65%が投票に行くということのを是非投票率に結びつけていただきたいと、その  
ように考えておりますので、どうかそういう意味で、事故のないそういう制度であ  
りたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

この件については、政治への参加を若者がしていただくということで受け入れて  
いきたいと思えます。

以上で終わります。

議長（秋田裕三君） これで、公明市民の会、西本 諭議員の代表質問を終わります。

続いて、真正会の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

8番、福嶋 斉議員。

8番（福嶋 斉君） 8番、福嶋です。議長の許可を得まして、真正会を代表いたしまして質問を行いたいと思います。

初めに、人口減と少子化について。

これは2040年に全国の半数に当たる896市区町村で20歳から39歳の女性が5割以上減り、自治体が消滅する可能性があるという発表が日本創生会議よりあったことは御承知のとおりでございます。

平成26年の9月議会だと思いますが、市長の挨拶の中で、少子化に歯どめをかけることが私自身の役目であると言われましたが、今日まで実行されてきた具体策とその成果について伺います。

合併時、宍粟市の人口は4万5,800人で、今年ですね、平成27年9月末の人口は4万200人でございます。この差は11.2%減ということで5,600人減、これについてどのように受けとめておられますか。

続きまして、林業大学の設置と森林活用につきまして。

兵庫県が発表された兵庫県地域創生戦略に盛り込まれる県立ひょうご林業大学校（仮称）を宍粟市において開校するということにつきまして、要望書を兵庫県知事に提出されたことは聞きましたが、そうした中での進捗状況をお伺いいたします。

それから、森から始まる地域創生ということで、宍粟市最大の資源である森林を活用したまちづくりを目指すと言われていたと思いますが、下記の事柄につきましてお伺いをいたします。

1番目に、森林セラピーの事業も指導しましたが、今後は普及活動につきまして、市長のお考えをお伺いします。

2番目に、CLT工法の研究と普及による林業の活性化について。

3番目に、未利用材を使用した再生可能エネルギーの活用について。

4番目に、自伐林業で地域再生、これ自分の山を自分で伐採して、そして販売するという林業、ごく当たり前の林業なんですが、これが普及されているところがあるということでございます。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 福嶋 斉議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 真正会代表の福島議員の御質問2点ありまして、御答弁を申し上げたいと、このように思います。

これまでの中でも重複する部分があるかと思うのですが、まず人口減と少子化対策について、この現状をどう受けとめておるんだと。さらに、その具体はどうか、成果はどうかと、こういうことでありますが、今お話のありましたとおり、合併時から今日までこういう状況で5,600人という減でありまして、ざくっと申し上げまして、毎年500人から600人減少しておる状況であります。

さらに、将来の推計人口を見ましても、これまでも提示しておりますとおり、非常に厳しい状況がこれからも続いていく、このことは否めない事実であろうと、このように考えておりまして、したがって、この人口減少問題がまさに宍粟市の最重要な課題と、こう捉えざるを得ないという状況でありまして、したがって、これに歯どめをかけるべく、少子化対策を含めて地域づくりを積極果敢に進めなくてはならないと、このように受けとめておるところであります。

ただ、全国的に見ますと、さらに厳しい状況もあるわけですが、どの中山間地域もこのような顕著にあらわれているのが否めない事実でありまして、まさに地域創生と言われるゆえんがここにあるのではないかなと、私自身そのように感じております。

また、具体的な対策としましては、特にいろんなことが少子化対策でも、これまで合併後いろんな形で取り組みがなされました。特に私がこの役をいただいてからも、とりわけ中学生までの子どもの医療費無料化もいち早くさせていただきました。また保育料につきましても、第3子は無料、第2子は半額、こんな状況や、あるいは保育料全体への軽減や、さらにまた学童保育を6年生まで拡充して環境を整えましょうと、こういうふうな試みも取り組んでおるところであります。

また、あわせもって、特に男女の出会いの場を設けようということで、各種団体でありますとか、あるいは地域が主体的にとか、あるいはとりわけ消防団に対する婚活イベントとか、こういうことも取り組んでおるところでありますけども、なかなか成果が即あらわれるものではないだろうと、私はこう考えておりまして、問いの成果につきましても、この部分はこうなると、こういうことはないわけですが、要は、市民の皆さんの心の意識の中にそういった取り組みをさらに充足することによって、宍粟市への愛着だったり、あるいは宍粟市への定住、そういった

ものに繋がればいいなと、こんなふうを考えておりました、私はもう少し長いスパンでこの問題を取り組む必要があるだろうと、このように考えております。

あわせもって市民の皆さんと共通の課題として、この問題に果敢に取り組んでまいりたいと、その先頭により立たなくてはならないと、そんな意を強くしているところであります。

2点目の林業大学のことにつきましては、午前中の中で少し申し上げましたが、県へいち早く要望させていただいて、さらにまた、市長としての公式なコメントも発表させていただく中で、先般も正式に要望書を出させていただきました。

そういった中、昨日の新聞にも出ておりましたとおり、いよいよ県も有識者会議を開いて、その中でコンセプトであるとか、あるいはカリキュラムとか、具体的なことの内容の審議に入ったところでありまして、その中で市長としての考え方も十分述べさせていただいて、また有識者の皆さんがそういうことを判断なされて、私は是非宍粟市に設置がなされるものと、こう思っております、今後も引き続き要望あるいは懇談へも参加をしていきたいと、このように考えております。

そういった中で、午前中も申し上げましたが、県としては、今のところ、2月の県の定例会において議案としてその設置条例たるものを提案する中で、最終確定をしていきたいと、こういうふうな意向があると聞いておりますので、是非その設置条例の中に宍粟市と銘打っていただきたいと、このように願っておるところであります。

あわせもって、森林セラピー以下4点があるわけではありますが、具体的な御質問のセラピーにつきましても、先ほど来出ていましたとおり、県内初のセラピーでありまして、全国的にも類を見ない利用者にも、あるいは効果がわかりやすい、そういったことの事業を取り組む必要があるだろう、このように考えておりました、実は11月1日から3日に、全国的にも有名であります日本の女性としてエベレスト等初めて登山なされた医学博士の今井通子先生にもお越しいただいて、現地を見たり、実際の指導者との懇談、また講演会等をさせていただく中で、いろいろ指導・助言をいただきました。そのお言葉の中にも、特に、赤西溪谷等については本当に全国でも類のない非常にすばらしいロケーションであると、是非、特に千代スギを含めたあのコースについては、きつとうまくいけば全国から非常に注目される地域だと。しかしながら、地域や市や多くの市民の皆さんの参画なくして、どうしてもできない事業でありますので、これから市が先導になりながら、また市民の多くの皆さんの参画を得て、協働でこの事業を展開してほしいと、こんな締めくくりがありました。

たので、是非これからそういった観点で進めていって、さらに普及・啓発も進めていく必要があるだろうと、こう考えております。

2点目のCLT工法の研究と林業の活性化につきましては、CLT工法の研究については、既に本年度、宍粟市もその研究会に参画をさせていただいて、いろいろ議論を深めさせていただいておるところであります。宍粟市では、何とか市営住宅での活用を視野に入れて、関連部局が一体となって、今、研究を進めておるところであります。一定、法的なところでのなかなかクリアができない状況もありますし、今、国でそういった建築基準を含めて、規制緩和を含めて制定等々議論がなされておるところであります。是非、このCLTの工法を含めて、あるいはCLTへのこれからの参入が、ある意味のこの林業の大きな鍵になるだろうと、私自身も捉えておりますので、今後、積極的に国内の状況を見ながら、あるいは先導的にはもう既に岡山県でやっておられるんですが、そういったことの状況を見ながら、市として活用できる部分も含めて、今後積極的に研究・調査、あるいは実用に向けて推進をしていきたいと、このように考えております。

次に、未利用材を利用した再生可能エネルギー等々であります。特に、未利用材を利用した木質バイオマス発電につきましては、もう既に御承知のとおり、この3月より赤穂市内で1万6,530キロワットの発電が開始をされておまして、宍粟市も含めた兵庫県全体で、あるいは近隣市町もそれぞれ役割を担いながら発電用燃料としての未利用材が、今活用されておるところであります。さらに、今後、燃料としての未利用材の需要が高まってくるだろうと、このように思っております。

また、あわせもって、来年の9月には、朝来市の企業が5,600キロワットアワー、また、平成29年12月には、丹波市で2万2,000ちょっとキロワットアワーの木質バイオマス発電、こういったことも予定はなされておると、こう聞いておまして、平成29年度には、県下全体で4万4,000余りのキロワットの発電が見込まれておる状況になっております。

したがって、今後、今まで以上に未利用材の需要が高まってくるであろうと、このように予測されるおるところであります。場合によりましては、県下で木質燃料の材料不足が生じるような恐れも予想されますので、計画的なこれからの材料提供もあるのではないかなと、このように思います。

そういう意味では、これから未利用材を含めた木質バイオマス、こういったところにある意味の市の、あるいは林業としての活用のところも大いに期待できるのではないかなと、このように考えております。

4点目の地場林業での地域再生、自分の山で言ったらこういうことでありますが、このことにつきましては、宍粟市には、しそ森林組合をはじめ林業事業体が県下でも一番多いと、こういうふうに申し上げたんですが、そういうような状況でありまして、効率的な素材生産を現状では行っていただいております。こういう宍粟市の林業としての状況は、ほかには県内ではない状況でありまして、それがまさに宍粟市の強みであろうと、私はこう思っております。

その強みを生かして、コストの低減を目的として森林の集約化を図るため、森林経営計画の策定と、計画に基づく施業に対し最も手厚く助成しておりまして、森林所有者への還元をしていきたいと、このように考えております。

一方、大規模な自伐林家では、森林経営計画を策定され、自ら施業がなされておる状況も現実としてはあるようであります。

また、森林施業を行いたいのが、地理的条件でありますとか、あるいは境界の不明確などによって、森林経営計画の策定が難しい場合でありまして、市独自の助成により支援策を今現在整備しておりまして、平成27年度で事業期間が終了するということになっておりますが、引き続きそういった方にも支援できるよう、今検討を進めておる状況であります。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 8番、福嶋 斉議員。

8番（福嶋 斉君） 人口減対策につきまして、人口減社会というものを迎える中で、やはり財政の健全化ということにつきましては、これは努力されていること、これは将来的にやらなければならないという、そうした課題でもあります。

そして、その中でやはり特に無駄遣いというものを徹底的になくするという、そして、やっぱり片一方で成果が期待できるというか、やはり少子化、あるいは若い人たちのためになるような、こういったことについては大いに予算化をするという、やはりそうしためり張りをつけていただきたいという、こういうふうに思います。

その中で、こういった例があるんですね。これ千葉県先のほども出ていましたけど、銚子市の話なんですけども、二十歳から40歳未満の方の女性が2014年、これ1年間に300人消えるというか、このまちからほかのまちに移住されたという、こういう事象があるんですね。これは千葉県の銚子市から茨城県の神栖市へ移住されたという、これ御承知だと思いますが、一級河川の利根川がありますね、利根川を挟んで両側に茨城県とそれから千葉県というようになっています。そこで、どちらも

ここは、2市とも消滅する可能性があると言われていましたまちでございます。ところが、片一方は要するに子育て、いわゆる若い人たちのために思い切った施策をとったと。神栖市ですね。そして、銚子市から若い人たちが1年間に300人も消えていったと。これは事実であります。こうしたことがあるんですが、これについては御承知だろうと思いますが、破格のやはり子育て支援ですね。やはりそういうことをやる。あるいは万全な少子化対策、そういったことも先ほど市長も言われましたけども、そうした人口減対策については、最重要課題であるというような話をされましたけども、まさにそのとおりで、やっぱりそうであるならば、思い切った予算をつけなければならないと思うんですけども、その辺についてひとつお伺いします。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 冒頭おっしゃったこれからのありようを見たときに、選択・集中、まさにめり張りをつけてやらなくてはならないだろうと、このように考えておりますし、やるべきことは一体何なのか、それをきちっと見極めて、それに集中的に財源を投入していくと、こういうことが大事だろうと、このように考えておりますので、その方向で今後進めていきたいと、このように思っております。

議長（秋田裕三君） 8番、福嶋 齊議員。

8番（福嶋 齊君） やはり、このまちにどうした魅力があるのかなというのがあるんですね。先日もいろいろ全国のそういったところで活性化されているところ、例えば北海道のニセコであるとか、あるいは鹿児島島の長島町ですか、こういったところのように、そしてまた近隣では西粟倉村が人口が増えているというね、最近ですね、こういったことをこの間テレビで放映していたんですけども、やはり、何がどういふ原因でそこが増えているのか、多分悪いことで増えているんじゃないと思うんですね。あるいは先ほど同僚議員が申されましたが智頭町、ここにつきましても若い人たちのイターンであったり、あるいはUターンであったり、特に大阪方面から多くの方が集まっているという、こういうことも言われていました。やはり、その辺は特に近隣でもあるし、なぜそうなんだろうなという研究をしてほしいと、こういうように思いますが。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 当然今おっしゃったように、そういった人口の動態については調査・研究をしなくてはならぬだろうと、このように考えておりますが、我がまちの状況はもう十分御存じのとおりと思いますが、昨年の転入・転出の状況は、も

うホームページやいろんなんで御存じのとおりだと思いますが、昨年からようやく今まで5歳刻みの中で転入・提出の差があるわけでありましたが、昨年45歳から50歳、それから50歳から55歳が初めて転入・転出逆転になりました。

というのは、私は、その具体的なところまでまだよう探っておりませんが、これまでどの世代も全てマイナスだったわけでありましたが、きっと都市で、あるいはいろんなところで、いろんな疲れて田舎へ帰られた傾向が徐々に高まりつつあるのではないかなと、このように考えておりますし、今、国全体ではいろんなニュースでも御存じのとおり、若者の志向として地方への志向が高まっておると、こういうことでありますので、じゃあ、どういう志向なのかを的確に捉まえた中で、これからのまちはどうあるべきなのかをきちっと探っていく必要があるだろうと、こう考えておりますので、当然、今後、今おっしゃったような調査・研究を鋭意進めてやっていきたいと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 8番、福嶋 斉議員。

8番（福嶋 斉君） 人口減に関しましては、2060年には3万3,000人になるとかというような話がありますが、これにしてもただ3万3,000人で、いわゆる我々のような老人というか、そういう人間が多くては何もならない、やはりバランスのとれた3万3,000人であれば、私は大変いいんじゃないかと思えます。

それで、例えば、宍粟市は先ほども言いましたけど、12.2%減、あるいはたつの市だったら4.4%減、姫路市はちょこっとだけですけど、1%余り増えているというような傾向がありますけども、やはりちょっと見たところ、宍粟市の減り方が大きいかなと。それで、その中でやはりどうしても、前にもそういう質問をしたんですが、やはり若い人たちが多く転出されるというかね、やはり他市へ移住されるんじゃないかなという、こういう心配をするので、是非とも市長が言われるように、これからの魅力を高めて、そしてこのまちに来ていただいて、そして住んでいただける、そういうふうなまちづくりをしていただきたい、こういうように思います。

議長（秋田裕三君） 答弁は要りませんか。終わりですか。

8番、福嶋 斉議員。

8番（福嶋 斉君） 先ほどの林業大学のこうした開校のことにつきまして、同じ県立で山の学校というのがありますね、五十波に。そうしたところとの位置づけというか、並行してどちらも行われるのか、あるいは統合されるのか、そういった点については、市長何かお考えがあれば。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） この仮称の林業大学については、県が県立として設置をしていこうという考え方でありまして、それに対して市としての考え方は、これからいろんな意見としてどんどん述べていきたいと、このように考えております。したがって、今は何とか我が宍粟市にそういう将来の人材育成も含めた林業大学の設置を是非お願いしたいという、このスタンスであります。ただ、今おっしゃった山の学校と林業大学とは少しスタンスが違いますので、同列で考えるというのは非常に無理があるのではないかなと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 8番、福嶋 斉議員。

8番（福嶋 斉君） わかりました。

続きまして、森林セラピーにつきましてですが、これにつきましては、やはりそのまちの人たちが行って、やはりそこへ行って感動するというか、わあ、すごいなという、やっぱりそういう感動をされるということが大事だろうと思うんですね。そのまちの人も感動しないのに、よその人が来てくれて、そこで感動するわけがないと思うんで、是非ともそういった、例えば北部の方が国見山に来ていただいて、そして、そこでどういうふうに思われたかという、そういうアンケートとかをとることも大事であろうと思うし、また逆に、山崎方面の方が波賀町のほうに行かれて、そしてそうした体験をすると、そして、その中でやはりいろいろな意見を聞いて、そして、より一層魅力を高めて、なぜこういうことを言うかということ、是非ともこれは成功させたいという、市長も同じお考えだろうと思うんで、是非とも成功させたいという、そういうものを持って、ありとあらゆる手段を立てて行っていただきたいと思うんですけども、いかがですか、もう一度、意気込みというか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 意気込みということでありまして、私は森林セラピーで人が癒され、さらに宍粟の森が生きると、そういうイメージで今後どんどん積極的に進めていきたいと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 8番、福嶋 斉議員。

8番（福嶋 斉君） 続きまして、CLT工法ですね。これにつきましては、もう御承知だろうと思いますけども、これはつい最近の11月24日に読売に出ていましたんですけども、強い木造建材ということで、この中にやはり強度があり、欧州ではやっぱり9階建てぐらいのものまで建てれるというようなことでございます。

それから、断熱性にすぐれているとか、省エネ効果が高いとか、あるいは木目が美しく内装材としても使えるとか、それに施工が比較的簡単で工期が短いとか、そ

れから、弱点というか短所としては、やっぱり国内生産量がまだ初めなので少ないと、どこだったか、長崎のハウステンボスですか、あそこでは国の特別な許可を得て、何かやっているというようなことを聞きました。それから設計者があまりいないみたいなことを書いてありますけども、いずれにしても、これはこれから是非ともやらなければならない。そして、来年の4月にはそうした建築許可も下りるというふうなことを聞いていますので、多分そうなるんじゃないかと思っておりますので、是非とも力を入れてこれについてはやっていただきたいと。

それから、もう真庭市ははや既にこういうものについて手をつけているんですね。これ6月に三木市の耐震試験場で5階建ての建物をこのCLT工法でですね、建てまして、そして、震度7の実験をしまして、そして専門家とか多くの方がやはり7階建てまでぐらいは日本でも大丈夫やないかというような話をされておりました。これ岡山のいつも言います銘建工業というところが、はや既にもう1億円ぐらいかけてそういう設備をして、いつでももうやれるという状態をつくっているんだというような話をその社長はされておりましたですけどね。やはり耐震性試験場が多分近くにないということで、三木市に持ってきたんだろうと思っておりますけども、そういったことで、やはりおくれをとらないようにというか、やはり宍粟市においてもいろいろと研究をしていただいて、そしてまた、木材業者いろんな方にやはり投げかけをしていただく、できるだけそうした機会を市長も含めて幹部の方も持っていただくということが大事だろうと思うんで、是非ともそういうことも含めてお願いしたいと思うんで、その件につきましてもう一度。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 今おっしゃったとおり、国では来年に認可が下りるということで、まだ具体的にいつというのはまだ定かではないんですが、その方向でということ承知しておりますし、冒頭申し上げたとおり、宍粟市も県と一体となりながらこの研究会に参画をして、どうやってするのかと。さらに、また真庭でやられることについても、あるいは小野でやられることについても五十波の林業試験場の職員がかかわっておりますし、常に情報もいただいておりますので、今おっしゃった方法でどこまで市がかかわれるかは別にして、市の林業という活性化に是非繋げていきたいと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 8番、福嶋 齊議員。

8番（福嶋 齊君） 先ほどおっしゃいました未利用材につきましてですけども、何か最近どこで見たのか、聞いたのか忘れたんやけども、赤穂の発電所がいわゆる

石炭に切りかえたとか何かというような話をちらっと聞いたみたいなのがするんですけど、市長の耳にはそういうのは入ってないですか。僕もちらっと聞いたぐらいなことで、よくわからないんで、わかっておられたらと思って聞いたんですけど、わかりませんか。やはり今搬出はされているということですね。いいです、それで。

続きまして、自伐材につきまして、これは自伐林業で地域再生という、これは前に2013年の2年ぐらい前のことなんですけども、これにつきましては、やはり地域の活性化ということで、いわゆる自分の山を自分でやる、あるいはその地域、自治会であるとかその辺の人たちが寄って、そして自分たちでやろうじゃないかと言ってやる、こうしたことが儲けに繋がる、先ほどもいわゆる儲かる林業という午前中にもそういう質問がございましたけども、これは儲かる林業だと思います。

個人でもやられて、そして5年で50人以上これはそういうように増えたというね、一人林業のような形ですけども、そこは手伝いをしながらというようなやり方で、そして、今だったら、いわゆる1億円もするような高い機械を買って、そして山を荒らすということがあるんですね、山を荒らしてしまっ、後があまり使えなくなるという、そうじゃなくて、小さな2トントラックのようなものであって、そしてまた、3トンのいわゆるユンボというか、掘削機であったりして、そういったもので十分にいけるんだという、そうすると、安上がりもするし、利益にも繋がる、年間400万円、500万円というような、だから利益を上げている、サラリーマンの方でも転職して、こっちのほうをやられているんだというようなことも、この新聞には書いてあるんですね。

そうしたこともこれをしなさいじゃなくて、やはり研究をしていただきたいと思うんですね。研究をする中で、やはり儲かる林業というものを、90%以上がいわゆる森林なんで、ここで何かをやるという、これ以外のものでも何でもいいんですね、とにかく宍粟市が元気になるというか、やはり活性化されるという、この辺が一番原点だろうと思うんで、そういったことについて、もう一度再度、市長。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 当然、いろんなことについては調査・研究をしていいものを取り入れていかなくはならないと思いますので、大変申しわけないんですが、その新聞、私も十分よう読んでいないんですけども、今おっしゃったことは理解できますので、できるだけ儲かる林業に向かってさらなる調査や研究をしていきたいと、このように思っております。

議長（秋田裕三君） 8番、福嶋 齊議員。

8番（福嶋 齊君） はい、終わります。

議長（秋田裕三君） これで、真正会、福嶋 齊議員の代表質問を終わります。

午後 2時40分まで休憩いたします。

午後 2時23分休憩

---

午後 2時40分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、政策研究グループ「グローバルしそう」の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 議長の許可によりまして、政策研究グループ「グローバルしそう」を代表して質問させていただきます。

私は、地域の活性化、地域創生の取り組みとその方向性について、何点か質問をさせていただきます。

人口減少、地域経済の疲弊といった課題、あるいは困難を乗り越えていくにはどうすればよいのか、今、私たち市民あるいは行政の真価が問われていると思います。

地方消滅を阻止し、市民の安心な暮らしを守るために何をすればよいのか、私は四つの観点から質問をし、市長及び教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

まず、最初は、住民主体のまちづくりの展開という観点からでございます。

地方再生への取り組みは、行政が旗を振る、行政主導の方法ではなくて、住民が主体的に参加するまちづくりが重要だと考えます。地域の課題は、住民自身が知恵を出し合い、地域を磨いていくという内発的な取り組みによってしか解決できないと考えます。住民主体のまちづくりの展開が第一というその気づきや覚悟が、今、市長をはじめ行政幹部の皆さんに求められているのではないのでしょうか。

鳥根県の雲南市の地域自主組織活動、あるいは鳥取県智頭町のゼロ分のイチ村おこし運動、こういう取り組みは大変有名です。地域再生と住民主体のまちづくり活動の展開について、市長の考えをお伺いをいたします。

二つ目は、定住者を呼び込むため、地域でお金を回す仕組みづくりをすべきという観点から質問をいたします。

今後、新たな定住人口を確保するには、地域全体の所得を増やす必要があります。この点について、「田園回帰1%戦略」の著者で、今、地方再生の分野で注目をされていらっしゃる藤山 浩さんはこう述べておられます。「地方は外貨獲得に重き

を置き、大工場誘致や特産品開発などの大物ばかりを狙って産振を繰り返してきた。観光や特産品で外貨を稼いだとしても、稼いだ先から地域外にお金が流出している。だったら、外から購入していた金額の1%分の物やサービスを地域内で調達すればいいではないか。そして、地域内で稼いだお金を地域内で循環させれば、さらに所得は増える」という考え方です。外貨頼みからの脱出、地域でお金を回す仕組みづくりが、今大事であるというふうに思います。

宍粟市においても、食料や住まい、エネルギーなど、地元で賄い、地域内でお金を回す仕組みづくりを考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、もう一つ必要なのが、宍粟市の産業構造の調査です。宍粟の産業が地域に所得を増やす構造であるのかどうか、その把握と現状分析、この調査が必要だと考えます。昨年、この調査の実施について、市長は実施するという回答をいただきましたが、その後進捗はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

次に、地域振興として企業誘致策を続けておられますが、経済の地域内循環ということから考えますと、企業誘致も域外資本に依存したものであり、調達や販売など域外配分型と言えらると思います。

企業誘致が本当に地域にとってプラスになるためには、地域にある既存産業を活性化させること、現在操業している企業と結びつけ、地域の内発的な産業の発展に繋げるようなネットワーク化、あるいは産業集積を重視すべきだと考えます。

今、定めている市の産業立地促進条例は、あらゆる業種を対象に課税免除などの優遇策を行っていますが、本当に課税免除するだけの公益性が存在するのかどうか、再検討する価値が今あるのではないかとこのように思います。いかがでしょうか、市長の見解をお伺いいたします。

三つ目は、農業・林業の再生から地域の創生という観点で質問をいたします。

地方消滅を阻止する唯一の方向として、多くの議員からも農業・林業の再生というお話が、今日、午前中からありましたが、私も同じ考えでございます。地方には、人口はありませんけれども、大都市圏にはない自然と国民の生活を成り立たせる農林漁業があります。

とりわけ、宍粟市には、他に負けない豊富な資源があります。農業・林業の再生、再建によって市民の生活を成り立たせる必要があるのではないのでしょうか。

その具体例として、一つには、生まれ育った土地で自己実現を果たそうとする若者が農業や林業を生業として暮らせるための所得保障制度をつくることではないのでしょうか。そして、二つには、そういった農林業に従事する若者が準公務員化、あ

るいは公社の設立によって、雇用の安定、公的補償などをしっかり受けるということが大事ではないでしょうか。そういう基盤から、その周辺に農業・林業に関する商工業との連携を図って、6次産業化あるいは地産地消などの産業振興と地域でお金を回す仕組みづくりを考える必要があるというふうに思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

最後、四つ目でございますが、人口増が叫ばれておりますけども、私は人口増より、人材の増を促す教育が必要という観点から質問をしたいと思います。

農業に例えますと、農業は、単に食料を生産するだけではなくて、国土の保全にも大きな役割を果たしていますし、稲作に代表されますように、文化の伝承機能あるいは田園風景などの景観もつくっています。

このような農業あるいは森林の持つ多面的な機能・役割というのは、地球環境の保全や豊かな人間生活にとって欠かすことができませんし、今後ますます大きな意味を持つと考えられます。

しかし、現実には、人口・産業などの大都市への集中の中で、農林業と農山村地域自体が次第に疲弊し、活力を失ってきている現実があります。この農業や森林の持つ多面的機能を維持・発展させるためには、持続的な農業や林業の確保が必要ですし、そのためには農林業を定住に繋げる生業として確立させる必要があります。そして、その理念の理解と正しい評価を通じて、より一層多面的機能についての自覚を深めることや、それを支える周りの私たちの価値観が求められていると思います。

人口減少が振興する今、地域を活性化させる基盤づくりとして重要なことは人材だと思います。それを育てる教育が重要ではないでしょうか。

地域創生の基盤づくりとしての学校教育について、教育長のお考えをお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（秋田裕三君） 大畑利明議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、政策研究グループ「グローバルしそう」代表の大畑議員の御質問にお答えしたいと思います。

特に、ただいま何点かのいろいろな御提言や考え方を整理されて御質問がありました。私もそれぞれに対しまして全く同感でありまして、ただ、それをどうやって具現化させていくかというのは、これからの大いなる議論のところだと、このよう

に考えております。

とりあえず1点目の今、地方自治体が真価を問われていると、まさにそのとおりでありまして、そういう中で、私たちのそれぞれの役割があるのではないかなど、このように考えております。

特に、住民主体のまちづくでありますけども、新しいこの時代の地域づくりや新たな協働型の社会、それに向けて公共の役割、いわゆる公の役割、その分担は明確にしなくてはならないだろうと、こう考えておりまして、市民あるいは住民自らが話し合っ、自発的に取り組んでいける社会、そういった社会を構築することが非常に大事だろうと、このようには考えております。

私は、これまでのようにいわゆる陳情型、あるいは行政依存型にどっぷり浸かっている状態というか、それでは私はだめであろうと、このように思いまして、過去の経緯、経過から見ましても、今日の新しい時代には、このようなことではとても行政は成り立たないと、このように考えております。

これまでのこのことが、ある意味では、私は住民にとって地域再生の大きなネットワークになっているのではないかなとも言えるのではないかなど、こんなふうにも考えています。決してそれがだめだというのではなしに、そればかりではだめだと、こういうふうに思っております。もちろん地域再生には行政の支援というのが不可欠であります。住民自らが自分たちの地域の課題を解決するために、自分たちでできることは自分たちで行い、行政でなければならぬことを支援として求めると、こういった住民主体の取り組みの姿勢が私は不可欠であると、このように思っています。

まさに、御提言のとおり、地域創生のためには地域住民が内発的に立ち上がるしかない、このように思っております。全く同感であります。

では、それはいかにして可能になるかと考えたときに、その実現のためには、住民あるいは行政、場合によってNPO等々のそれぞれの活動主体が協働の仕組みを理解した上で、お話があったようにワークショップなどを通じて議論を深め、パートナーシップを発揮しながら活動することがこれからの大きな鍵となるのではないかと私は考えております。

これからのまちづくりに重要なことは、やはり「主人公は住民である」、このことを念頭に、その取り組みを物心両面から支援する仕組みや体制を整えることであると考えております。現状では、それぞれの地域活動には温度差があることも踏まえながら、意識改革や視点を変えていただくため、例えば、全国の先進事例に学ぶ

講演会の開催など、そういったことも検討を加えながら、リーダーを養成することが私は必要であると、このように考えております。

次に、地域内循環の産業構造と、こういう関係のことではありますが、特に地域でお金を回す仕組みと相まってであります。産業構造の把握と現状分析を行うべきだと、そういう意味で調査を実施すると、こういう回答をさせていただきました。その進捗状況であります。本年度においては、地域内循環構造調査は実施しておりません。しかしながら、姫路を中心とする連携中枢都市圏の中で、今現在、連携市町の経済・産業構造の状況の調査を行っていただいております。これは連携市町の全市町やっております。連携中枢拠点都市、広域企業を含めたそういう調査であります。その中の地域経済のポテンシャルの調査であります。特に、それぞれのまちの人口、労働人口、経済、特に域内の総生産や製造品出荷額、あるいは地場産業の状況、交通網等々、そういった調査を今していただいております。その調査が来年の1月あたりに完成すると、こういうことでありまして、その地域経済循環分析調査の結果が出まして、その状況を見て、市として宍粟市でさらに独自のものが必要であれば、調査の実施を検討しなくてはならないと、こういうことありますので、いましばらく、1月中には完成するというふうに聞いておりまして、その状況も見ながら、今後独自の調査が必要であれば調査をしていきたいと。ただし、その状況の調査で足りるようであれば、その状況を見て、また分析等々をする必要があるのかなど、こんなふうに考えております。そのことについては、いろいろな意味でこれまで情報が出たのかどうか分かりませんが、そういう状況であります。

さらにまた、市が定める産業立地促進条例の修正についての御質問であります。国県の制度も近年大きく変更している状況等々を踏まえて、新設あるいは増設、移転に伴う支援内容の整理でありますとか、あるいはスモールビジネスに対する支援制度など、包括的に条例の見直しを考えていかなければならないと、このように考えております。

それに関連して、パッケージデザインの支援でありますとか、あるいは空き店舗等の活用支援、そういったものも必要に応じて、場合によっては要綱等の見直しも含めますが、そういうことで見直しを考えていく必要があるだろうと、このように考えております。

次に、三つ目に、あるべき地方創生、農業・林業の再生からであります。それぞれ農業・林業の再生なくして我がまちの将来はないということで、たびたび先ほど来それぞれ議員の皆さんから御質問をいただいたりする、まさにそのとおりであ

りますが、特に、若者が農林業をなりわいとして暮らせるような所得保障や雇用としての公的な保障を行い、さらに、商工業との連携を図って、域内の経済循環をせえと、こういう御質問でありますけども、現在では、地域で農業を始めている若者に対して、青年就農給付金事業を活用して支援を行っておるところでありますけども、また、林業に対しても一定の年限に対してそういう技能習得、あるいは現場での作業等々を含めても支援がみどり、ちょっと正式な名前は忘れましたが、そういうようなことでもあります。さらに、今後においては、今現在、特に農業にあっては、宍粟北みどり農林公社があるわけではありますが、先般の自治会でも、かつては北部3地域を対象とした定款になっておったわけではありますが、先般、理事会で私のほうから御提案申し上げて、この活動については宍粟市内全域をとということで今提案申し上げて、理事会では一定決定をしていただいて、あと評議委員会で議論をしていただくことになっております。

その中で、研修の雇用でありますとか、初期投資を含めて、みどり公社もうまく活用しながら、そういったところでの農業体験やあるいは農業の後継者の育成やそういったことを図ることも今後検討していきたいと、このように考えておりますので、ただいま申されたことについては十分必要があると、こう考えておりますので、今後、いろいろと研究を重ねていきたいと思っております。

また、御承知のように、1次産業は当然販路がなければなかなか成り立たないが現実でありまして、より付加価値を高めていく、そのために1次産業のみでなく、あるいは6次産業化だけでもなく、商工業者やうまく市内の業者と連携を図りながら、お互いのいいところを使った産業連携による、まさに6次産業化を進める、その支援が必要だろうと、こう考えておりまして、産業の連携促進事業を本年度から実施しておりますが、農林業者や、あるいは商工業者とさらに協議を重ねて、タイムリーな施策を講じていきたいと、このように考えております。

あとは、教育長のほうから答弁します。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 大畑議員の代表質問について、1点お答えさせていただきますと思います。

本市では、教育振興基本計画であります、しそうの子ども生き生きプランにおきまして、「明日の宍粟を担う知・徳・体のバランスのとれた人づくり」というものを基本理念にしておりまして、七つの目標を定めております。

その第1としまして、「宍粟に生き、宍粟を生かす人づくり」という目標を掲げ

ているわけですが、これは、子どもたちに地域のよさを伝え、また、ふるさと宍粟を愛する心の育成を目指すものでありまして、具体的には、宍粟の自然や地域の方から学ぶ各種の体験活動やふるさと学習を通して、次世代の宍粟を担う人材の育成を目指しているところでもあります。

さらに、「地域総がかりの学校づくり」という目標も掲げていますが、これは、地域の教育力を最大限に引き出し、学校、家庭、地域が一体となって教育を推進できる環境の構築を目指すものであります。

具体的な実践としましては、小学3年生で市内の豊かな自然に学ぶ環境体験事業、それから4年生では、本市の魅力を感じふるさと宍粟探検隊、小学5年では、宍粟市の特徴を西播磨地区とのかかわりの中から見つめ直そうとする自然学校、それから、中学校の2年生では、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」など、あらゆる学年で地域性を生かし、地域の方から学ぶふるさと学習に取り組んでいます。これは地域資源を活用した各種体験活動、さらにはキャリア教育など地域の担い手育成に向けた取り組みを推進しているということでもあります。

また、食育につきましては地元農家の方と語り、また触れ合い、ともに食を楽しんで交流する「ふるさと給食」を実施するなど、県内に誇り得る実践もあるわけにあります。

しかし、これらの取り組みにつきましては、本市は大変広くて地域性や課題に差があるわけでありまして、画一的な推進ということは学校現場の実情にそぐわない面もありました。

そこで、昨年、平成26年度から学校提案型の「しそう学校生き生きプロジェクト事業」、これを取り入れまして、学校の取り組みを支援しているところでもあります。

今、子どもたちには、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。宍粟市の地域性を生かしながら、学校現場の実情を踏まえつつ、それぞれの子どもたちの発達段階にふさわしいキャリア教育の創造をしていくことが、将来も宍粟市に住みたいと思える、あるいは自分の生涯設計を行う上で、宍粟市で生活していくことを選択肢の一つとして考えることができるような宍粟に繋がる人づくりに取り組んでいきたいと考えています。

このような取り組みの中で、知・徳・体のバランスがとれ、社会を生き抜く力を持った子どもの成長を支援していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） それでは、ちょっと教育が一番後に回させていただいて、まず、その住民主体のまちづくりのところなんですけども、宍粟市が定めようとしております地域創生総合戦略、この中にも重要な戦略の一つとして、集落、地域の活性化ということが上がっておりますが、ただ、これをずっと見てみますと、その集落地域の活性化というのは自治会や地域内での連帯意識を高める、さまざまな交流や助け合い、支え合い活動云々なんですね。

だから、物事を決めていくときに、地域が主体になって決めていくとか、いわゆる住民自治といいますか、住民主体のまちづくりという視点が抜けているんです。全く書かれていないんですね。

宍粟市は、やっぱり自治基本条例というのをしっかり持っていて、やはり、権力の勝手を許さないために、市民がちゃんと実権を持ってその辺をやるということをやっているわけですが、宣言しているわけですが、どうも午前中からいろんな制度、幼保のこともありましたけども、やはり市民主体という考え方が僕は欠落していると。

まちづくりの中でも大きくそのことが抜けているのではないかなというふうに考えておまして、今後、NPOをつくっていったりとか、いろんなそのまちづくりを展開できる人材はつくっていかうということかもわかりませんが、一番基本になる部分が僕は抜けているというふうに思っております。

もう一度、この住民主体のまちづくりという視点が抜けているという点について、お答えをいただきたいと思えます。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 今、住民主体ということがまちづくりの推進の中で漏れ落ちているのではないかなというふうな御指摘をいただいたわけですが、我々は、必ずそのまちづくりを進めていく上では、市民の皆さんがどう取り組んでいかうか、あるいは、どういうふうなまちをつくりたいか、それが第一に基本になるべきだというふうに考えて進めているところでございまして、住民主体という文言がないことはあるのかもわかりませんが、基本は住民主体というところを基本に、これまでもやっておりますし、これからのまちづくりについても、それがなければ進んでいかないだろうというふうに考えておりますので、御理解をいただけたらなと思えます。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君）　そういう文言が入っていないということを言っているのではなくて、どういうんでしょうかね、そういう住民が本当に主体でもう一回地域のことを興していこうとしている取り組みが展開されているか、そういうことがしっかり戦略として中に入っているかというところが、ちょっと抜けているように思うんですね、なかなかそれが読み取れないんです。

今日、市長も若干社会増に転じている世代があったというふうに言われました。今、田園回帰の動きが起こっているんだと思うんですね。そういうときだからこそ、本当に若者が魅力あるんやという地域づくりというのは大切やと思うんです。それは、その行政が考えるんじゃなしに、住民とか地域コミュニティーの中で考えることが僕は非常に大事だろうと思うんです。そこはもう行政ではないというふうに思います。

言われたように行政依存ではあかんと、陳情ではだめだという、そういう依存体質から脱却してもらいたいという市長の考え、よくわかるんですが、しかし、そう言いながら、一方でいろんなものを地元で、地域でさせようとして、補助金ばかりつくっているんですよ。補助金ではだめですよ。もっともっと地域が自由に使える自由度の高い交付金といいますかね、3年、5年という中長期にわたるような、そういう仕掛けで自由に考えてくれと。自分とこの地域は自分たちで考えて何か魅力あるものをつくり出してくれという、そういう仕掛けを是非やっていただきたいんですね。その点についてもう一度お願いします。

議長（秋田裕三君）　福元市長。

市長（福元晶三君）　まさしく主体に足る主体になるべくには、一定の仕掛けが必要だなと思っておりますんで、その仕掛けは、これまで市もいろんな角度から仕掛けをしております。例えば、補助金ばかりではないんですが、元気げんき大作戦とか、そういったことを含めて、自ら考えて自分たちの将来を考えてください、そのかわりこういう形で支援しましょうと、こういうこともやっておりますが、ただ、まだ正直申し上げまして、宍粟市の全市民の中にそういうふうな醸成が広まっているかという、なかなかそうではないので、私は目指すべきものは地域が自ら自発的に取り組んで、課題を明確して課題解決をしていこうと。しかし、自らできるものとはできないもの、行政がやるべき、これも区別しながらなんですが、そこへ行くにはしばらく時間がかかるだろうと思っておりますが、目標はそのことを思っまちづくりをやらなくてはならないと、こう考えております。

したがって、今回の戦略の中でも、多分、各主体の役割分担を明確にして、住民

の主体の明確さとか、あるいは事業、当然、自治基本条例にあるんですが、それを明確にしてこの戦略を描いていきましょうという、私は柱はあるだろうと思うんで、その方向を向いて進めていきたいと、このように考えています。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 私も長期的に見なあかんというふうに思っています。

そういう意味で、二つちょっと私関心を示している事例をお話をしたいんですけども、最初に、1回目でも触れましたが、お隣の智頭町ですね、ここはゼロ分のイチ村おこし運動というのがあるんです。これは名前のとおり、何も無いゼロから何か地域に一つ宝を探そうという取り組みなんですけども、実際89集落あるうちに、今16集落がこの運動に取り組んでおられるんですね。何も無いところから一歩踏み出してみようというふうな取り組みなんですけども、ここで集落が全て自由に行う運動ではないというふうに聞いています。共通の理念も持っておられるそうです。

一つは、地域の宝をつくるという、それから二つ目には、集落外、町外、それから海外、そういうところでの積極的な交流、それから三つ目には、住民自治、行政や有力者の依存から脱出するという、そういう考え方ですね。住民自らが計画をして実行をするという、この大きな共通の理念があって、それに賛同する集落が今16運動展開していると。それを行政が認めて支援をしていくという、そういう取り組みのようですが、それが一つですね。

それから、もう一つは、島根県の雲南というところが地域自主組織活動というのをやられております。ここはまた見ていただきたいというふうに思いますが、これまで社会教育でいう公民館、そこを拠点にやっていたところが、社会教育とかそういう生涯学習の枠から超えて、もっと広い意味でのまちづくりを展開しようということで、市内29の交流センターを拠点にこういう自主活動をやっているそうです。それぞれの地域が特色を生かした活動展開をしていると。

ここはすごくどンドンどンドン進化をしていっているんですが、最近は交流センターと地域の自主組織というのは別々で、そのセンターの中で市の職員がいて、運動にかかわっていたんですが、もう自主組織から直接雇用すると、職員を。そして、指定管理でやっていくという、そういうようなやり方まで進化をしていっているんですね。職員の直接雇用、その地域のことをまちづくりを全部担っていくというふうな、そういう取り組みをやっているようです。

だから、そういう意味での本当の主権をそっちに渡していくみたいなことができていないんじゃないかなというふうに思いますので、それは今後そういう展開を是

非施行していただきたいなというふうに考えます。

宍粟市もこの間、各地区の生涯学習活動でありますとか、先ほど言われた元気づんきとか、女性の活動支援、いろんなことをやってこられた。それを一定、合併10年、その以前からやってるわけですから、一遍その地域再生に向かうこの段階で検証をして、今後どういうふうに進んだらいいんかということ、今申し上げた事例なんかを参考にしながら、検証、見直しを進めてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 今おっしゃった雲南とか、いろんなことを私も十分承知しておりますが、それぞれの歴史や風土や地域によって随分違いますが、考え方はその方向を向かなくてはこれからだめだと、このように思っておりまして、例えば、旧一宮町でiのまち創造事業ということで、地域の主体的に一定の枠組みを提案、できれば自らやっていたらこうということもありました。旧山崎町でもまちづくり支援事業ということで、自らが提案されたことについて、行政が認めるのではなしに、市民の皆さんによってそれを認めていただいて、自ら地域をつくっていただく、こういう動きをやった経過があるわけでありまして、ただ、それが今おっしゃったように成熟して次のステップに移ったかということ、これはそうではない部分がありますので、いずれかの段階で、私は一旦白紙に戻した中で、これからまちを考えていく必要があるだろうと、こう考えておりますので、今おっしゃったことも踏まえて、一即座にはできないんですけども、長い歴史の中がありますので、その方向は向かなくてはならないと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） それでは、二つ目のほうに入らせていただくと思うんですが、いわゆる産業の活性化、地域でどのように所得を増やしていくのかというところではありますが、幾つかの視点があるというふうに思うんですが、一つは、産業構造の調査、これについては市長からありましたように、連携中枢の中で今取り組んでいるということで、その結果を待ちたいと思いますが、果たしてそれは宍粟市の分析をしてくれているわけではありませんので、必ずしも私が言っているような調査にはならないんじゃないかなというふうに思っておりまして、私は宍粟市にどれだけお金が落ちて、どれだけ中でお金が回っているかということ、きちっと産業構造の調査の中ですらありますからね。そういうことをお金をかけてでも今やらないと、いくら企業を呼んできても、ほとんどが外部に、調達も外部からだし、お金も外部

に流れていくということでは、全く残らないわけですね、市内に。むしろ、外から入ってくることによって、市内の業者が仕事場が減ってしまうとか、取引先が減るとかというマイナス効果を生む場合だってあるわけですから、やはり、どういうものが一番このまちにとって所得が増やせて、みんなが働く場が確保できるんかということ、ここをやっぱり分析をしっかりとってほしいというお願いなんです。その調査になっているかどうかということなんです、いかがですか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 今申し上げたとおり、連携中枢の中でそれぞれの各まちのそれぞれ実態も踏まえながら、広域全体としてどうあるべきかも含めてやっておりますので、各市町の状況がどう分析されるのか、それを見ながら、ただいまおっしゃったことも踏まえて、もしそれが抜けておれば私はまたその都度考えてやっていかないと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） わかりました。是非よろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一つ、1回目の質問で出しています今の企業立地促進条例、これの見直しは必要やないでしょうかということなんです、先ほどもちょっと触れたように、これまで企業誘致というのは、もう本当に全てオール地域振興になるということ、これを前提に、何も思わずにどんどん賛成、企業誘致というたら賛成というスタンスで来ましたが、本当にそうなのかということが今問われているんですね。ですから、もう一度その検証も要するというふうに思いますし、それから、私が気になっているのは、企業立地促進法の関係でいう、地域振興計画でしたっけ、宍粟市が出しています地域基本計画ですね、ここにはすばらしいことが書いてあるんです。地域資源の活用型企業とか、それから環境貢献型の関連産業、そういうものの集積を図る、そういう企業誘致を進めますよということが書いてあるんです。非常にこれはこれまでの地場の産業との関連ができ、集積ができ、要はもっと集積の中から新しい産業が生まれたりするということで、すごく夢を感じるんですが、その条例は全ての産業ウェルカムなんです、どの産業でもいいですよということで優遇措置を設けてある、これ矛盾しませんか。やはり宍粟市の取り組むべき方向はこうなんだと、だから、こういう企業に来てもらったら優遇するんだと、課税免除するんだというふうに明確にする必要があると思うんですが、いかがですか。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 先ほど御指摘のありました地域の基本計画でございます

けども、これは産業集積促進法に基づいて、今現在、平成28年度からの5カ年計画ということで見直しをかけております。その中で先ほど言われましたように、地域関連産業とか、そういう市として進めるべきものについて列記しております。これについては、計画に上げることによって、県の不動産取得税であるとか、そういう恩恵もあるという形もございまして、今現在つくっております。御指摘の産業立地促進法につきましても、当然、市長の答弁にございましたように、国・県等の動向も踏まえながら、そして、また市として市内の循環が活発になるようなものについて、より支援策を考えていくということも必要であろうという考えのもとで、市長答弁がありましたように、見直しを図っていくということにしております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） すみません、ちょっと最後のところもう一度お伺いしたいんですが、今の企業立地促進条例の見直しを進めるということで答弁いただいたというふうに解釈してよろしいですか。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 市長答弁のときにもありましたように、包括的に国等の制度もいろいろと変わっております。当然、市においても今基本計画をつくっているような状況でございますので、これも含めて、また市内事業者の工場移転等も含めての包括的な見直しを行うということを申し上げた次第です。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） わかりました。わかりましたというか、理解しましたという意味でなくて、包括的という意味ではわかりました。

ただ、私が申し上げている見直しの視点というのは、確かに国や県が言う、その法律に従って企業誘致を進めれば、そして、そこに優遇措置として課税免除すれば、お金が減りますけど、それは交付税で減収措置をしましょうという、そういう制度に乗っかるからそういうものをつくっていくわけというのはわかっているんです。ところが、そこで計画でうたっている範疇よりも広い範囲で条例は優遇措置を決めているじゃないですかと。そして、税金を免除するということに決めているじゃないですかと。これは見直す必要があるんじゃないですかというね、ダブルスタンダードでいいんですかということを行っているんです。そこを見直しの視点に含まれているのかどうか、もう一度お答えください。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 当然、そういうこともありますけれども、その前にやは

り全ての市町において人口減に対しての企業等への支援等も考えております。その中で、市としてやはり地域経済のことも考えんとあきませんし、また、市内の企業が近隣の市町等へ出ていけば、そこで優遇措置を手厚く受けられると、このようなことも当然避ける必要があるということで、そこら辺も踏まえての包括的に見直しを考えていきたいということでございます。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） わかりました。その見直しをされるのは結構だと思いますが、一つ視点として企業誘致の公益性というところを尺度として考えていただきたいというふうに思います。企業誘致に対してなぜ課税を免除までしてやるかということ、それは税収効果があるからですね。はっきりした公益性が担保できるという見通しがあるからするわけです。そういうことが本当に全て保障されるのかどうかということが一つ尺度として考えていただきたいということをお願いして、次のところに移りたいというふうに思います。

もう一つは、連携強化、産業連携、地域創生の戦略の中でも商工連携、農林業と商工業との農商工連携ですね、こういうことがうたってございます。お互い相乗効果を発揮していくということでは非常に重要だというふうに思うわけですが、この連携を図る意味においては、やっぱり農業とか林業とかというその基盤になるところをしっかりやっていかなあかんというふうに思いますので、その辺ちょっと今度は農林業をどう太くするのかという展開に入っていくんですが、今、いろんな市民の方も疑問に感じておられる、農商工連携のところがあありますがね、お答えいただきたいんですが、私たちは農産物の地産地消とか、地域の農業を豊かにするために、これまで市内の道の駅なんかで、どんどん地元の農産物を販売すべきじゃないですかということを申し上げてきたと思っているんですね。ところが、農商工連携をうたっておられる自ら市の関係する道の駅なんか、ほとんど市外の農産物を販売されているんですね、これについてはどのようにお考えなのかお答えください。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 御指摘のように市内の第三セクターでしております道の駅等について、市内のものも一部販売しておりますけれども、ほとんどが収益性等を見た中で、市外のものも販売しております。

この件につきましては、今現在それぞれの会社等とも話をし、もう一度その施設をつくった趣旨について十分話ししながら、市内での販売促進また生産の促進をしていくという方向で、当然役員さん方ともお話をさせていただいて、少しでも改革

を進めていこうと、そのように考えております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 是非改革を進めていただきたいんですが、少しでもじゃなくて、大胆にやっぱりやってもらわないと、それはこの間いろんな第三セクターに対する補助金の増額なんかも補正予算で上がってきて、どんどん認めていっているわけですね。でも、実際のところで。原価計算で地元よりも市外のほうの農産物のほうが安いから、そっちを使って利益率を上げるんだみたいなことをやられたら、何のために税金を投入しているのかという話ですよ。やっぱり少々高くてもここは地元にこだわるんだという姿勢を持っていただきたいんです。この辺、ちょっと部長やなしに社長。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 私、社長をさせてもろうておりますんで、その立場から。

まさに今言われたところについては、そのとおりでございまして、今、第三セクターとは、のような原点に立ち戻りまして、役員会でも話をしております。ただ、出資をしておられる民間の出資者は、やっぱり営業収益を上げて配当ということもこだわりがございまして、全て100%市の出資会社にするのか、いやいや全て民間にするのか、この辺の極論も含めて、今から検討する大きな課題やと思っておりますんで、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 少しその方向ということで理解いただいたようですから、後はお任せをしていきたいんですけども、やはり地元を太くしないと、それは出てこない。盛んになれば、今は原価のところでは負けているかも知れませんが、どんどん消費もそっちに進んでいけば、それは状況が変わってくるわけですから、是非苦しくともそこはチャレンジをしていただきたいというふうに思います。

それから、また連携を強化するために農業に絞ってお話しますけども、僕は農業を経済の波及効果の大きな移出産業といいますかね、外からお金を取れるような、出荷してどんどんお金が入ってくるような産業に脱皮させる必要があるというふうに思っているんですね。米とか果物、野菜、そういう農産物が今その何%ぐらいが市外へ出荷されているか、あるいは市内でどの程度需給関係が成り立っているか、あるいは市外にどのぐらい依存率があるのか、そういうようなことが今のところ把握できているんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 同じように、食料自給率の関係については、前の部長等もお答えしたということで、私のほうからは出荷の状況等について、若干お知らせさせていただきたいと思います。

米につきましては、当然、JAさんを通じての出荷等もございますけども、ほとんど今のところ市内もしくは市外の直売所での個人的な販売という形で、パーセンテージにしたらごくわずかなものであろうと思いますし、また、果物についてはほとんどゼロでございます。野菜につきましては、特定の農家におきまして、やはり自分たちの所得向上のために、市外のスーパー等への展開もしております。また、ネット販売等もしておるような状況でございますけども、いずれにしましても、やはり市内の直売所を経由しての販売という形になっておりまして、市外へ出ている分につきましては数%であろうと、そのように推測をしております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） またちょっと食料自給率との関係では少し今お尋ねしたんと違うんですが、この辺もまた調査の中で明らかにしていただきたいと思うんですが、今度の計画のまちづくり指標を見ますと、午前中藤原議員から林業の生産量が非常に少ないというお話がありましたが、私、食料のほうを見たんですけども、平成26年でカロリーベースで自給率43%、平成32年目標値で44%、平成37年45%と1%ずつしか上がっていないんですね。

私は、農業それから森林、ここをもっともっと大きな意味で捉えないかんということで、ちょっと今から話を多面的機能のほうに移らせていただきたいというように思うんです。

今日も中岸部長が公益的機能を持っているという、森林のところでお話をされましたけども、どれだけ農業や森林が多面的な機能を持っているかという、これ日本学術会議の答申の中に三菱総研がつくった数字があるんです。それで言いますと、農業的な土地利用が行われた場合の多面的機能、これを貨幣評価をして、お金に換算しているんですね。そしたら、農業で言いますと、洪水防止機能、いわゆるダムの機能ですね、これが3兆4,988億円、それから水源涵養機能、1兆5,170億円、それから土砂の崩壊防止機能、4,782億円等々、農業だけで総合しても8兆2,226億円にのぼるといふ、これだけの機能があると。経済的な価値があると。こういうものがなくなると、逆にそれだけのものを投資してお金をかけないかんということになるわけですね。

それから、これ森林の多面的機能で置きかえたら、もっと膨大な金額になって、

約70兆円ぐらいになるというふうに言われているんです、これ日本全国の話ですが。それを宍粟も広大な面積を持っていますから、相当な機能を有していると思うんです。これはあくまでも農業の生産活動が適切に行われているということが前提で、初めて担保される金額なんです。林業もそうです。

しかし、実際には、休耕とか耕作放棄地そういうものがどんどん広がっておりますし、農地の荒廃は進んでおります。ですから、これだけの社会資本が失われているというふうにも見るができると思うんです。ですから、私はこの環境とか、食料自給率を上げるという場合には、単に食べ物をというだけのところじゃなくって、広い意味での多面的な機能というところからしっかり思いをはせる必要があるというふうに思うんです。

ですから、それだけのことを担ってくださる人たちをきっちりつくるということが宍粟で今求められているし、そういう価値があるということを周りが理解せなあかんということを私は申し上げているわけですね。それを支えていくというね。

この多面的機能、非常に重要だということについて、市長どのようにお考えでしょうか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） おっしゃるとおり私もその機能は非常に重要だと、このように捉えておりました、それは農地だけに限らず森林も含めて、特に宍粟市はそういう豊かな自然が全て多面的機能がこれからさらに発揮しなくてはならんと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 時間がなくなってきました。市民の方からも農業を維持していくための提言というのが出ております。私たちもいただきました。是非それを真剣に受けとめて、今後、戸別補償制度の問題ですとか、先ほど言いました準公務員化というのもしっかりきちとした身分保障をしないと、実際働けないというふうに思います。そういうことを考えていただきたいというふうに思います。

最後、ちょっと教育のほうに行きたいんですが、教育長からるる取り組みの説明がありました、私はそういう教科外での取り組みも非常に大事です。体験活動、いろんなことも大事だと思うんですけども、今申し上げた多面的機能とかということから言えば、もっと教科の中でこれだけの価値がある、それだけの評価をしなければいけないということを教育の中でしっかり教えていくということが重要じゃないですかと言うているんですね。そういう人材をつくることで、この地域に農業・

林業を志していこうという若者が残ってくれるのではないですかというふうに、人材づくりのところに教育が必要だというお話をしているんです。ですから、教科として考えていただけませんか。教育長。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 教科として考えるというのは、今の教育課程の中でちょっと難しい部分があると思うんですが、総合学習の部分を活用するとか、そういうことは十分に可能ではないかと思っております。そして、今、人材ということで、昨年末から特に今年に取り組んでいるのがキャリア教育ということで、今それぞれの学校で取り組みをしておりますし、市内全体での研修会もして、この部分に今後力を入れて、子どもたちの生きる力に繋げていきたいと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 教科ということで難しいというふうに言われましたけども、私、去年、塩尻市のことを申し上げたと思います。5年生の社会科の中に森林というテーマで一つの教育カリキュラムをつくって1年間5年生が学んでいると。宍粟市も教育研修所をつくって、先生方にそういう教育の勉強をしてもらっているわけですから、やはり独自のカリキュラムを研究をしてもらおうということも可能じゃないかと思うんですが、教育研修所を通じていかがですか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 昨年聞かせていただいたその塩尻のことも十分覚えておりますし、今、私勘違いしておったんですが、その部分を特化した教科というふうにちょっと理解したもので悪かったんですけども、やっぱり普通の教科の中で、例えば今社会科の中でも宍粟市を学ぶ新しい教科書もつくっておりますし、それは十分可能でありますし、そういう取り組みは今後も小学校に限らず中学校でも進めていくのは非常に大事だと思っております。今後もそういうふうに取り組みをできるように話はしていきたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 最後に、循環ということをちょっと申し上げてきましたが、その中で一つうちのプランの中で抜けているのがいわゆる森林吸収という、二酸化炭素の吸収源に森林が大きな役割を担っていると、そういう意味での取り組みが抜けているということを申し上げたいと思います。やはりCO<sub>2</sub>削減のために森林の果たす役割は非常に大きいものがありますから、是非その取り組みを地方創生の中に含めていただきたいということで終わりにしたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 答弁は要りませんか。

6番（大畑利明君） 答弁をお願いします。

議長（秋田裕三君） 西山参事。

参事（西山大作君） 大畑議員おっしゃいました全て地域の創生の中のいろんな具体的な事業等々について御指摘をいただきました。

まず、イメージとして今回森から始まる地域創生、このイメージ図をつけております。これ私はおっしゃったこと全て入っているというふうに理解しています。おっしゃったCO<sub>2</sub>だとか、そういう意味につきましては、個々事業で今具体的にうたっているかどうか、そこについては不足する分があるかと思えます。それについては今後新たな事業、あるいはこれまでの事業を精査する中で取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（秋田裕三君） これで政策研究グループ「グローバルしそう」、大畑利明議員の代表質問を終わります。

以上で、会派の代表質問は終わりました。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月11日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時37分 散会）